

# 品 質 管 理 基 準

令和2年10月改定

令和3年10月改定



## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・<br>覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 1  |
| 2 プレキャストコンクリート製品（JIS I類）                                   | 3  |
| 3 プレキャストコンクリート製品（JIS II類）                                  | 3  |
| 4 プレキャストコンクリート製品（その他）                                      | 3  |
| 5 ガス圧接   | 5  |
| 6 既製杭工   | 5  |
| 7 下層路盤   | 6  |
| 8 上層路盤   | 7  |
| 9 アスファルト安定処理路盤   | 9  |
| 10 セメント安定処理路盤  | 9  |
| 11 アスファルト舗装  | 10 |
| 12 転圧コンクリート  | 14 |
| 13 グースアスファルト舗装   | 15 |
| 14 路床安定処理工   | 17 |
| 15 表層安定処理工（表層混合処理）   | 18 |
| 16 固結工   | 18 |
| 17 アンカーワーク   | 18 |
| 18 補強土壁工   | 19 |
| 19 吹付工   | 19 |
| 20 現場吹付法枠工   | 21 |
| 21 河川土工  | 23 |
| 22 海岸土工  | 23 |
| 23 砂防土工  | 24 |
| 24 道路土工  | 24 |
| 25 捨石工   | 25 |
| 26 コンクリートダム  | 25 |
| 27 覆工コンクリート(NATM)  | 28 |
| 28 吹付けコンクリート(NATM)   | 29 |
| 29 ロックボルト(NATM)  | 31 |
| 30 路上再生路盤工   | 31 |
| 31 路上表層再生工   | 32 |
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工   | 33 |
| 33 プラント再生舗装工   | 36 |
| 34 工場製作工(鋼橋用鋼材)  | 37 |
| 35 ガス切断工   | 37 |
| 36 溶接工   | 37 |
| 37 中層混合処理工   | 39 |
| 38 鉄筋挿入工   | 39 |

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検査を実施する。  
空欄の項目については、必ず現場検査を実施する。



| 工種   | 種別      | 試験区分                                      | 試験項目                      | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--|---------|---|---------------------------|--|---|---|---|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料      | 必須  | アルカリシリカ反応抑制対策             | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月3日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」               | 同左  | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。                                       |   | ○           |
|  |         | その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く※1） | 骨材のふるい分け試験                | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021               | 設計図書による。  | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|  |         |   | 骨材の密度及び吸水率試験              | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>(碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。          | JIS A 5005(コンクリート用碎砂及び碎石)<br>JIS A 5011-1(コンクリート用セメント骨材第一部：高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2(コンクリート用セメント骨材第二部：フェロニッケルスラグ骨材)<br>JIS A 5011-3(コンクリート用セメント骨材第三部：銅スラグ骨材)<br>JIS A 5011-4(コンクリート用セメント骨材第四部：電気路酸化セメント骨材)<br>JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H) | ○           |
|  |         |   | 粗骨材のすりへり試験                | JIS A 1121<br>JIS A 5005   | 碎石 40%以下<br>砂利 35%以下<br>舗装コンクリートは35%以下<br>但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下  | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。          |   | ○           |
|  |         |   | 骨材の微粒分量試験                 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材 破砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以下の場合は6.0%以下) セメント粗骨材 5.0%以下<br>それ以外 (砂利等) 1.0%以下<br>細骨材<br>碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5t.0%以下)<br>セメント細骨材 7.0%以下 (ただし、すりつけ作用を受ける場合は5.0%以下)<br>それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。<br>(山砂の場合は、工事中1回/週以上)                              |   | ○           |
|  |         |   | 砂の有機不純物試験                 | JIS A 1105   | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。  | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。  | 濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。   | ○           |
|  |         |   | モルタルの圧縮強度による砂の試験          | JIS 1142   | 圧縮強度の90%以上  | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準液の色より濃い場合。  |   | ○           |
|  |         |   | 骨材中の粘土塊量の試験               | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|  |         |   | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験        | JIS A 1122<br>JIS A 5005   | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下  | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br>碎砂、碎石：<br>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。   | △           |
|  |         |   | セメントの物理試験                 | JIS R 5201   | JIS R 5210 (ボルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |
|  |         |   | ボルトランドセメントの化学分析           | JIS R 5202   | JIS R 5210 (ボルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   |   |   | ○           |
|  |         |   | 練混せ水の水質試験                 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                   | 懸濁物質の量：2g/l以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。   | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。   | ○           |
|  |         |   | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C |  | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。<br>スラッジ水の濃度は1回/日                                  | その原水は、上水道水及び上水道水以外の規定に適合するものとする。  | ○           |
| 製造（プラント）   | その他（※1） | 計量設備の計量精度                                 |                           |  | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)<br>混和剤：±3%以内  | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上   | レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。   | ○           |

| 工種   | 種別       | 試験区分      | 試験項目                                | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|--|----------|-----------|-------------------------------------|--|--|---|--|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 製造（プラント） | その他<br>※1 | ミキサの練混ぜ性能試験                         | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br><br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合：<br>コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下   | 工事開始前及び工事中 1回/年以上。  | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとどめることができる。<br><br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類、（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、涵門、樋管、水門、水路、（2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）                     | ○           |
|  |          |           | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準 JSCE-I 502-2013 |  | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下  | 工事開始前及び工事中 1回/年以上。  |  | ○           |
|  |          |           | 細骨材の表面水率試験                          | JIS A 1111   | 設計図書による  | 2回/日以上  | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。  | ○           |
|  |          |           | 粗骨材の表面水率試験                          | JIS A 1125   | 設計図書による  | 1回/日以上  | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。  | ○           |
|  | 施工       | 必須        | 塩化物総量規制                             | 「コンクリートの耐久性向上」   | 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下  | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。   | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとどめることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。<br>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 |             |
|  |          |           | 単位水量測定                              | （「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」）                 | 1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。<br>2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> を超える±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。<br>なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>3) 配合設計士20kg/m <sup>3</sup> の指示地を越える場合は、生コンを打込みまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。<br>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m <sup>3</sup> /日以上の場合；<br>2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。  | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mの場合は17.5kg/m <sup>3</sup> 、4.0mの場合は16.5kg/m <sup>3</sup> を基本とする。   |             |
|  |          |           | スランプ試験                              | JIS A 1101   | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm<br>スランプ2.5cm：許容差±1.0cm   | ・荷卸し時<br>1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋床版の原則として全運搬車測定を行う。<br>・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 | 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとどめることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  |             |
|  |          |           | コンクリートの圧縮強度試験                       | JIS A 1108   | 1回の試験結果は指定した呼び強度の95%以上であること。<br>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。<br>(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)   | 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回<br>なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。<br>早強セメントを使用する場合には、必要に応じて3個（σ3）を追加で採取する。  | ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類、（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、涵門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）  |             |
|  |          |           | 空気量測定                               | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128                       | ±1.5%（許容差）   | ・荷卸し時<br>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。  |  |             |

| 工種  | 種別    | 試験区分 | 試験項目                          | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|---|-------|------|-------------------------------|--|--|---|--|-------------|
| 1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コングリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工    | 必須   | コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須） | JIS A 1106   | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。                              | 打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストビーストは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。   |  |             |
|   |       | その他  | コアによる強度試験                     | JIS A 1107   | 設計図書による。   | 品質に異常が認められた場合に行う。   |  |             |
|   |       |      | コンクリートの洗い分析試験                 | JIS A 1112   |  |   |  |             |
| 2. ブレキヤストコンクリート製品（JIS I類）                               | 施工後試験 | 必須   | ひび割れ調査                        | スケールによる測定  | 0. 2 mm  | 本数<br>総延長<br>最大ひび割れ幅等   | 高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、これらの工種についてもブレキヤスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物軸体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。<br>ブーリング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。<br>ひび割れ幅が0.2 mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 |             |
|   |       |      | テストハンマーによる強度推定調査              | JSCE-G 504-2013  | 設計基準強度   | 鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。<br>また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となつた場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。<br>材齢28日～91日の間に試験を行なう。 | 高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、これらの工種についてもブレキヤスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。<br>工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。   |             |
|   |       | その他  | コアによる強度試験                     | JIS A 1107   | 設計基準強度   | 所定の強度を得られない箇所附近において、原位置のコアを採取。  | コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検を行なう。<br>圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。  |             |
|   |       |      | 配筋状態及びかぶり                     | 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による                  | 同左   | 同左  | 同左   |             |
|   |       |      | 強度測定                          | 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による                      | 同左   | 同左  | 同左   |             |
|   |       |      | JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認       | 目視(写真撮影)   |  |   |  |             |
|   | 施工    | 必須   | 製品の外観検査（角欠・ひび割れ調査）            | 目視検査(写真撮影)   | 有害な角欠け・ひび割れの無いこと   | 全数  |  |             |
|   |       |      | JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認       | 目視検査(写真撮影)   |  |   |  |             |
| 3. ブレキヤストコンクリート製品（JIS II類）                              | 施工    | 必須   | 製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目 | JIS A 5363<br>JIS A 5371<br>JIS A 5372<br>JIS A 5373   | 設計図書による。   | 製造工場の検査ロット毎   |  | ○           |
|   |       |      | JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認       | 目視検査(写真撮影)   |  |   |  |             |
|   |       | 必須   | 製品の外観検査（角欠・ひび割れ調査）            | 目視検査(写真撮影)   | 有害な角欠け・ひび割れの無いこと   | 全数  |  |             |
|   |       |      |                               |  |  |   |  |             |
| 4. ブレキヤストコンクリート製品（その他）                                  | 材料    | 必須   | セメントのアルカリシリカ反応抑制対策。           | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号） | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）                                   | 1回/6ヶ月以上および産地が変わった  |  | ○           |
|   |       |      | コンクリートの塩化物総量規制週）              | 「コンクリートの耐久性向上」   | 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下  | 1回/月以上（塩化物量の多い砂の場合1回以上/月）   |  | ○           |
|   |       |      | コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験       | JIS A 1101<br>JIS A 1150                               | 製造工場の管理基準  | 1回/日以上  |  | ○           |
|   |       |      | コンクリートの圧縮強度試験                 | JIS A 1108   | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。<br>(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) | 1回/日以上  |  | ○           |

| 工種                     | 種別  | 試験区分 | 試験項目                                  | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|---|------|---------------------------------------|--|--|---|--|-------------|
| 4. ブレキヤストコンクリート製品(その他) | 材料<br><br>(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く) | 必須   | コンクリートの空気量測定<br>(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品) | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128<br>JIS A 5364   | 4.5±1.5% (許容差)   | 1回／日以上  |  | ○           |
|                        |   | その他  | 骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)                    | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021   | JIS A 5364<br>JIS A 5308   | 1回／月以上および産地が変わった場合。   |  | ○           |
|                        |   |      | 骨材の密度及び吸水率試験                          | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021   | JIS A 5364<br>JIS A 5308   | 1回／月以上および産地が変わった場合。   | JIS A 5005 (碎砂及び砕石)<br>JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2 (フェニックス骨材)<br>JIS A 5011-3 (銅ラグ骨材)<br>JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材)<br>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) | ○           |
|                        |   |      | 粗骨材のすりへり試験                            | JIS A 1121<br>JIS A 5005   | JIS A 5364<br>JIS A 5308   | 1回／年以上および産地が変わった場合。   |  | ○           |
|                        |   |      | 骨材の微粒分量試験                             | JIS A 1103<br>JIS A 5005   | 粗骨材：1.0%以下<br>細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (碎砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)   | 1回／月以上および産地が変わった場合。<br>(微粒分量の多い砂 1回／週以上)                                  |  | ○           |
|                        |   |      | 砂の有機不純物試験                             | JIS A 1105   | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。   | 1回／年以上および産地が変わった場合。   | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。  | ○           |
|                        |   |      | 骨材中の粘土塊量の試験                           | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下  | 1回／月以上及び産地が変わった場合。  |  | ○           |
|                        |   |      | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験                    | JIS A 1122<br>JIS A 5005   | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下   | 砂、砂利：<br>製作開始前、1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br>砕砂、砕石：<br>製作開始前、1回／年以上及び産地が変わった場合。 |  | ○           |
|                        |   |      | セメントの物理試験                             | JIS R 5201   | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)  | 1回／月以上  |  | ○           |
|                        |   |      | セメントの化学分析                             | JIS R 5202   | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)  |   |  | ○           |
|                        |   |      | コンクリート用混材・化学混和剤                       | JIS A 6201<br>JIS A 6202<br>JIS A 6204<br>JIS A 6206<br>JIS A 6207   | JIS A 6201 (フライアッシュ)<br>JIS A 6202 (膨張材)<br>JIS A 6204 (化学混和剤)<br>JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末)<br>JIS A 6207 (シリカフューム)  | 1回／月以上<br>ただし、JIS A 6202 (膨張材)は1回／月以上、JIS A 6204 (化学混和剤)は1回／6ヶ月以上         | 試験成績表による。  | ○           |
|                        |   |      | 練混ぜ水の水質試験                             | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308附属書C   | 懸濁物質の量：2g/L以下溶解性蒸発残留物の量：<br>1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：<br>始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上   | 1回／年以上及び水質が変わった場合。  | 上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。   | ○           |
|                        |   | 必須   | 鋼材                                    | JIS G 3101<br>JIS G 3109<br>JIS G 3112<br>JIS G 3117<br>JIS G 3137<br>JIS G 3506<br>JIS G 3521<br>JIS G 3532<br>JIS G 3536<br>JIS G 3538<br>JIS G 3551<br>JIS G 4322<br>JIS G 5502 | JIS G 3101<br>JIS G 3109<br>JIS G 3112<br>JIS G 3117<br>JIS G 3137<br>JIS G 3506<br>JIS G 3521<br>JIS G 3532<br>JIS G 3536<br>JIS G 3538<br>JIS G 3551<br>JIS G 4322<br>JIS G 5502 | 1回／月又は入荷の都  | 試験成績表による。  | ○           |
|                        | 施工  | 必須   | 製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)                   | 目視検査(写真撮影)   | 有害な角欠け・ひび割れの無いこと   | 全数  |  |             |

| 工種     | 種別    | 試験区分 | 試験項目  | 試験方法  | 規格値   | 試験時期・頻度   | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|--------|-------|------|---|---|---|---|--|-------------|
| 5 ガス圧接 | 施工前試験 | 必須   | 外観検査  | ・目視<br>圧接面の研磨状況<br>たれ下がり<br>焼き割れ等<br>・ノギス等による計測<br>(詳細外観検査)<br>軸心の偏心<br>ふくらみ<br>ふくらみの長さ<br>圧接部のずれ<br>折れ曲がり等 | 熱間押抜法以外の場合<br>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。<br>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。<br>ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。<br>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。<br>ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。<br>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下<br>⑤折れ曲がりの角度が $30^\circ$ 以下<br>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。<br>⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。<br>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。<br>熱間押抜法の場合<br>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない<br>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上<br>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。<br>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。    | 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。  | ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。<br>(1)直徑19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合<br>・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行なう。<br>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。<br>・自動ガス圧接を行なう場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。<br>(2)直徑19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならぬ。 |             |
|        | 施工後試験 | 必須   | 外観検査  | ・目視<br>圧接面の研磨状況<br>たれ下がり<br>焼き割れ等<br>・ノギス等による計測<br>(詳細外観検査)<br>軸心の偏心<br>ふくらみ<br>ふくらみの長さ<br>圧接部のずれ<br>折れ曲がり等 | 熱間押抜法以外の場合<br>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。<br>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。<br>ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。<br>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。<br>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下<br>⑤折れ曲がりの角度が $30^\circ$ 以下。<br>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。<br>⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。<br>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。<br>熱間押抜法の場合<br>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない<br>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。<br>ただし、SD490の場合は1.2倍以上<br>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。<br>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 | ・目視は全数実施する。<br>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。  | 熱間押抜法以外の場合<br>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合は監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。<br>・①は、圧接部を切り取って再圧接する。<br>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。<br>・④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。<br>・⑤は、再加熱して修正する。<br>・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。  |             |
|        |       |      | 超音波探傷検査   | JIS Z 3062  | 熱間押抜法の場合<br>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない<br>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。<br>ただし、SD490の場合は1.2倍以上<br>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。<br>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。   |   | 熱間押抜法の場合<br>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合は監督職員の承諾を得る。<br>・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行なって修正し、修正後外観検査を行う。<br>・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。   |             |
| 6 既製杭工 | 材料    | 必須   | 外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）                             | 目視  | 目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。   | 設計図書による。  |  | ○           |
|        | 施工    | 必須   | 外観検査（鋼管杭）<br>【円周溶接部の目違い】                          | JIS A 5525  | 【円周溶接部の目違い】<br>外径700mm未満：許容値2mm以下<br>外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下<br>外径1016mmを超える場合：許容値4mm以下  |   | ・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。<br>・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。<br>・外径1,016mmを超える場合：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。   |             |
|        |       |      | 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接<br>浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透<br>探傷試験） | JIS Z 2343<br>-1, 2, 3, 4, 5, 6   | われ及び有害な欠陥がないこと。   | 原則として全溶接箇所で行う。<br>但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。<br>なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343<br>-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。<br>試験箇所は杭の全周とする。 |  |             |

| 工種     | 種別 | 試験区分           | 試験項目  | 試験方法  | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|----------------|---|---|--|---|---|-------------|
| 6 既製杭工 | 施工 | 必須             | 鋼管杭・H鋼杭の現場溶接<br>放射線透過試験                     | JIS Z 3104  | JIS Z 3104の1類から3類であること   | 原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。<br>(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)  |   |             |
|        |    | その他            | 鋼管杭の現場溶接<br>超音波探傷試験                         | JIS Z 3060  | JIS Z 3060の1類から3類であること   | 原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。<br>(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)  | 中堀り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。   |             |
|        |    |                | 鋼管杭・コンクリート杭・<br>(根固め)<br>水セメント比試験           | 比重の測定による<br>水セメント比の推定   | 設計図書による。<br>又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中堀り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び钢管ソイルセメント杭工法）とする。  | 試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、総杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。   |   |             |
|        |    |                | 鋼管杭・コンクリート杭・<br>(根固め)<br>セメントミルクの<br>圧縮強度試験 | セメントミルク工<br>法に用いる根固<br>液及びくい周固<br>定液の圧縮強度試<br>験<br>JIS A 1108 | 設計図書による。   | 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、総杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。<br>尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。  | 参考値：20N/mm <sup>2</sup>   |             |
| 7 下層路盤 | 材料 | 必須             | 修正CBR試験                                     | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-68   | 粒状路盤：修正CBR20%以上（グラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）<br>アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生グラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。<br>北海道地方・・・・20cm<br>東北地方・・・・30cm<br>その他の地方・・・・40cm | ・中規模以上の工事：施工前、<br>材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。<br>○                           |             |
|        |    | 骨材のふるい分け<br>試験 |   | JIS A 1102  | JIS A 5001<br>表2参照   | ・中規模以上の工事：施工前、<br>材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。<br>○                           |             |
|        |    |                | 土の液性限界・塑性限界試験                               | JIS A 1205  | 塑性指数PI：6以下   | ・中規模以上の工事：施工前、<br>材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・鉄鋼スラグには適用しない。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。<br>○         |             |
|        |    |                | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験                               | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-80   | 1.5%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、<br>材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・CS：グラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。<br>○ |             |
|        |    | 道路用スラグの呈色判定試験  | JIS A 5015                                  | 呈色なし  | ・中規模以上の工事：施工前、<br>材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。<br>○ |   |             |

| 工種     | 種別 | 試験区分 | 試験項目          | 試験方法                                   | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|---------------|--|--|--|--|-------------|
| 7 下層路盤 | 材料 | その他  | 粗骨材のすりへり試験    | JIS A 1121                             | 再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・再生クラッシャランに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                    | ○           |
|        | 施工 | 必須   | 現場密度の測定       | 舗装調査・試験法便覧 [4]-256<br>砂置換法（JIS A 1214） | 最大乾燥密度の93%以上<br>$X_{10}$ 95%以上<br>$X_6$ 96%以上<br>$X_3$ 97%以上<br>歩道箇所：設計図書による<br>砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合は適用できる | ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足するものとするが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。<br>なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上とする。 | ・維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。   |             |
|        |    | その他  | ブルーフローリング     | 舗装調査・試験法便覧 [4]-288                     |  |  | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。  |             |
|        |    |      | 平板載荷試験        | JIS A 1215                             |  | 1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。  | ・確認試験である。<br>・セメントコンクリートの路盤に適用する。  |             |
|        |    |      | 骨材のふるい分け試験    | JIS A 1102                             |  | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。  |             |
|        |    |      | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205                             | 塑性指数PI：6以下   |  | ・確認試験である。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。   |             |
|        |    |      | 含水比試験         | JIS A 1203                             | 設計図書による。   |  | ・確認試験である。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。   |             |
| 8 上層路盤 | 材料 | 必須   | 修正CBR試験       | 舗装調査・試験法便覧 [4]-68                      | 修正CBR 80%以上<br>アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上<br>40°Cで行った場合80%以上  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|        |    |      | 鉄鋼スラグの修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-68                      | 修正CBR 80%以上  |  | ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|        |    |      | 骨材のふるい分け試験    | JIS A 1102                             | JIS A 5001<br>表2参照   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|        |    |      | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205                             | 塑性指数PI：4以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                   | ○           |

| 工種     | 種別  | 試験区分               | 試験項目                  | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------|-----|--------------------|-----------------------|--|---|---|---|-------------|
| 8 上層路盤 | 材料  | 必須                 | 鉄鋼スラグの呈色判定試験          | JIS A 5015<br>舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-73  | 呈色なし  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用的な基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合は、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。             | ○           |
|        |     |                    | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験         | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-80  | 1.5%以下  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。   | ○           |
|        |     | 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験       | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-75 | 1.2Mpa以上(14日)  |   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・MS:水硬性粒度調整スラグに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                  | ○           |
|        |     |                    | 鉄鋼スラグの単位容積質量試験        | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-131   | 1.50kg/L以上  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。   | ○           |
|        | その他 | 粗骨材のすりへり試験         | JIS A 1121            | 50%以下  |   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|        |     | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122            | 20%以下  |   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。  | ○           |
|        | 施工  | 必須                 | 現場密度の測定               | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-256<br>砂置換法 (JIS A 1214)<br><br>砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる | 最大乾燥密度の93%以上<br>X <sub>10</sub> 95%以上<br>X <sub>6</sub> 95.5%以上<br>X <sub>3</sub> 96.5%以上 | ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足していないなければならないが、X <sub>3</sub> が規格値をははずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 | ・維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。  |             |
|        |     |                    | 粒度 (2.36mmフルイ)        | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16  | 2.36mmふるい: ±15%以内   | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。  |             |

| 工種             | 種別  | 試験区分 | 試験項目            | 試験方法  | 規格値   | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|----------------|-----|------|-----------------|---|---|--|--|-------------|
| 8 上層路盤         | 施工  | 必須   | 粒度 (75 μm フルイ)  | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16                       | 75 μm ふるい: ±6%以内  | ・中規模、小規模の工事: 定期的又は随時(中規模1回～2回／日) (小規模1回／日)<br>・小規模未満 (200 m <sup>2</sup> 未満) は異常が認められたとき。  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。            |             |
|                |     | その他  | 平板載荷試験          | JIS A 1215                                  |   | 1,000 m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。  | セメントコンクリートの路盤に適用する。  |             |
|                |     |      | 土の液性限界・塑性限界試験   | JIS A 1205                                  | 塑性指数PI: 4以下   | 観察により異常が認められたとき。   |  |             |
|                |     |      | 含水比試験           | JIS A 1203                                  | 設計図書による。  |  |  |             |
| 9 アスファルト安定処理路盤 |     |      | アスファルト舗装に準じる    |   |   |  |  |             |
| 10 セメント安定処理路盤  | 材料  | 必須   | 一軸圧縮試験          | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-102                      | 下層路盤: 一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa<br>上層路盤: 一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。 | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事: 施工前   | ・安定処理材に適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照 |             |
|                |     |      | 骨材の修正CBR試験      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-68                       | 下層路盤: 10%以上<br>上層路盤: 20%以上  | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事: 施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照                 | ○           |
|                |     |      | 土の液性限界・塑性限界試験   | JIS A 1205<br>舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-167        | 下層路盤<br>塑性指数PI: 9以下<br>上層路盤<br>塑性指数PI: 9以下  | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事: 施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照                 |             |
| 施工             | 必   | 必須   | 粒度 (2.36mm フルイ) | JIS A 1102                                  | 2.36mm ふるい: ±15%以内  | ・中規模、小規模の工事: 定期的又は随時(中規模1回～2回／日) (小規模1回／日)<br>・小規模未満 (200 m <sup>2</sup> 未満) は異常が認められたとき。  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。            |             |
|                |     |      | 粒度 (75 μm フルイ)  | JIS A 1102                                  | 75 μm ふるい: ±6%以内  | ・中規模、小規模の工事: 定期的又は随時(中規模1回～2回／日) (小規模1回／日)<br>・小規模未満 (200 m <sup>2</sup> 未満) は異常が認められたとき。  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。            |             |
|                |     |      | 現場密度の測定         | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-256<br>砂置換法 (JIS A 1214) | 最大乾燥密度の93%以上。<br>$X_{10}$ 95%以上<br>$X_6$ 95.5%以上<br>$X_3$ 96.5%以上<br>歩道箇所: 設計図書による        | ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足してなければならぬが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 | 維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。  |             |
|                | その他 |      | 含水比試験           | JIS A 1203                                  | 設計図書による。  | 観察により異常が認められたとき。   |  |             |
|                |     |      | セメント量試験         | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-293, [4]-297             | ±1.2%以内   | ・中規模以上の工事: 异常が認められたとき (1～2回／日)   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。  |             |

| 工種          | 種別 | 試験区分 | 試験項目         | 試験方法                     | 規格値  | 試験時期・頻度                              | 摘要  | 試験成績表等による確認   |   |
|-------------|----|------|--------------|--------------------------|--|--------------------------------------|---|---|---|
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | 必須   | 骨材のふるい分け試験   | JIS A 1102               | JIS A 5001 表2参照                                      | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                                   | ○   |   |
|             |    |      | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110 | 表層・基層<br>表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上<br>吸水率：3.0%以下 |                                      |   | ○   |   |
|             |    |      | 骨材中の粘土塊量の試験  | JIS A 1137               | 粘土、粘土塊量：0.25%以下                                      | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                               | ○   |   |
|             |    |      | 粗骨材の形状試験     | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-51    | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下                                   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                               | ○   |   |
|             |    |      | フィラーの粒度試験    | JIS A 5008               | 便覧 表3.3.17による。                                       | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                               | ○   |   |
|             |    |      | フィラーの水分試験    | JIS A 5008               | 1%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。                               | ○   |   |
|             |    |      | その他          | フィラーの塑性指数試験              | JIS A 1205   | 4以下                                  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○ |
|             |    |      | フィラーのフロー試験   | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-83    | 50%以下  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下の一いずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○   |   |
|             |    |      | フィラーの水浸膨張試験  | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-74    | 3%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○   |   |

| 工種          | 種別 | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法              | 規格値   | 試験時期・頻度                              | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|--------------------|-------------------|---|--------------------------------------|--|-------------|
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | その他  | フィラーの剥離抵抗性試験       | 舗装調査・試験法便覧 [2]-78 | 1/4以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|             |    |      | 製鋼スラグの水浸膨張性試験      | 舗装調査・試験法便覧 [2]-94 | 水浸膨張比：2.0%以下  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                             | ○           |
|             |    |      | 製鋼スラグの密度及び吸水率試験    | JIS A 1110        | SS<br>表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上<br>吸水率：3.0%以下                               | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                              | ○           |
|             |    |      | 粗骨材のすりへり試験         | JIS A 1121        | すり減り量<br>碎石：30%以下<br>CSS：50%以下<br>SS：30%以下                                      | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                              | ○           |
|             |    |      | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122        | 損失量：12%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                              | ○           |
|             |    |      | 針入度試験              | JIS K 2207        | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3<br>・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                              | ○           |
|             |    |      | 軟化点試験              | JIS K 2207        | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3                         | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。                              | ○           |

| 工種          | 種別        | 試験区分         | 試験項目   | 試験方法  | 規格値                                  | 試験時期・頻度   | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|-----------|--------------|--|---|--------------------------------------|---|----|-------------|
| 11 アスファルト舗装 | 材料<br>その他 | 伸度試験         | JIS K 2207   | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3                         | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |
|             |           | トルエン可溶分試験    | JIS K 2207   | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・セミブローンアスファルト：表3.3.4                         | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |
|             |           | 引火点試験        | JIS K 2265-1<br>JIS K 2265-2<br>JIS K 2265-3<br>JIS K 2265-4 | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3<br>・セミブローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |
|             |           | 薄膜加熱試験       | JIS K 2207   | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3<br>・セミブローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |
|             |           | 蒸発後の針入度比試験   | JIS K 2207   | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |
|             |           | 密度試験         | JIS K 2207   | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3<br>・セミブローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |
|             |           | 高温動粘度試験      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-212                                       | 舗装施工便覧参照<br>・セミブローンアスファルト：表3.3.4  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 |   | ○  |             |
|             |           | 60℃粘度試験      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-224                                       | 舗装施工便覧参照<br>・セミブローンアスファルト：表3.3.4  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 |   | ○  |             |
|             |           | タフネス・テナシティ試験 | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-289                                       | 舗装施工便覧参照<br>・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○  |             |

| 工種          | 種別   | 試験区分 | 試験項目                | 試験方法               | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|-------------|------|------|---------------------|--------------------|--|--|--|-------------|
| 11 アスファルト舗装 | ブラント | 必須   | 粒度 (2.36mmフルイ)      | 舗装調査・試験法便覧 [2]-16  | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度   | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。<br><br>印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|             |      |      | 粒度 (75μmフルイ)        | 舗装調査・試験法便覧 [2]-16  | 75μmふるい：±5%以内基準粒度  | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。<br><br>印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|             |      |      | アスファルト量抽出粒度分析試験     | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内  | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。<br><br>印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|             |      | その他  | 温度測定（アスファルト・骨材・混合物） | 温度計による。            | 配合設計で決定した混合温度。   | 随時   | ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|             |      |      | 水浸ホイルトラッキング試験       | 舗装調査・試験法便覧 [3]-65  | 設計図書による。   | 設計図書による。   | アスファルト混合物の耐剥離性の確認  | ○           |
|             |      |      | ホイルトラッキング試験         | 舗装調査・試験法便覧 [3]-44  | 設計図書による。   | 設計図書による。   | アスファルト混合物の耐摩耗性の確認  | ○           |
|             | 舗設現場 | 必須   | ラベリング試験             | 舗装調査・試験法便覧 [3]-18  | 設計図書による。   | 設計図書による。   | アスファルト混合物の耐摩耗性の確認  | ○           |
|             |      |      | 現場密度の測定             | 舗装調査・試験法便覧 [3]-218 | 基準密度の94%以上。<br>X <sub>10</sub> 96%以上<br>X <sub>6</sub> 96%以上<br>X <sub>3</sub> 96.5%以上<br>歩道箇所：設計図書による | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい<br>①工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい<br>①工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。<br>・維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|             |      |      | 温度測定（初期転圧）          | 温度計による。            | 110°C以上  | 随時   | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。  |             |
|             |      |      | 外観検査（混合物）           | 目視                 |  | 随時   |  |             |
|             |      | その他  | すべり抵抗試験             | 舗装調査・試験法便覧 [1]-101 | 設計図書による  | 舗設車線毎200m毎に1回  |  |             |

| 工種  | 種別       | 試験区分                               | 試験項目   | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度           | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|---|----------|------------------------------------|--|--|--|-------------------|--|-------------|
| 12 転圧コンクリート<br><br>JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く(※1) | 材料<br>必須 | コンシスティンシーVC試験                      |  | 舗装施工便覧8-3-3による。<br>目標値<br>修正VC値：50秒  | 舗装施工便覧8-3-3による。<br>目標値<br>修正VC値：50秒                        | 当初                |  |             |
|   |          | マーシャル突き固め試験                        | 転圧コンクリート舗装技術指針(案)<br>※いずれか1方法                            | 舗装施工便覧8-3-3による。<br>目標値<br>締固め率：96%   | 舗装施工便覧8-3-3による。<br>目標値<br>締固め率：96%                         | 当初                |  |             |
|   |          | ランマー突き固め試験                         |  | 舗装施工便覧8-3-3による。<br>目標値<br>締固め率：97%   | 舗装施工便覧8-3-3による。<br>目標値<br>締固め率：97%                         |                   |  |             |
|   |          | 含水比試験                              | JIS A 1203   | 設計図書による。   |  |                   | 含水比は、品質管理試験としてコンシスティンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。   |             |
|   |          | コンクリートの曲げ強度試験                      | JIS A 1106   | 設計図書による。   | 2回／日(午前・午後)で、3本1組／回。                                       |                   |  |             |
|   | その他      | 骨材のふるい分け試験                         | JIS A 1102   | 舗装施工便覧<br>細骨材表-3.3.20<br>粗骨材表-3.3.22   | 細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回／日。 |                   |  | ○           |
|   |          | 骨材の単位容積質量試験                        | JIS A 1104   | 設計図書による。   |  |                   |  | ○           |
|   |          | 骨材の密度及び吸水率試験                       | JIS A 1109<br>JIS A 1110                                 | 設計図書による。   |  | 工事開始前、材料の変更時      |  | ○           |
|   |          | 粗骨材のすりへり試験                         | JIS A 1121   | 35%以下<br>積雪寒冷地25%以下  |  |                   | ホワイトベースに使用する場合：<br>40%以下   | ○           |
|   |          | 骨材の微粒分量試験                          | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                   | 粗骨材<br>碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外(砂利等) 1.0%以下<br>細骨材<br>碎砂、スラグ細骨材 5.0%以下<br>それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、碎砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下) |  | 工事開始前、材料の変更時      |  |             |
|   |          | 砂の有機不純物試験                          | JIS A 1105   | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。  |  |                   | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。                          | ○           |
|   |          | モルタルの圧縮強度による砂の試験                   | JIS A 1142   | 圧縮強度の90%以上   | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。                            |                   |  | ○           |
|   |          | 骨材中の粘土塊量の試験                        | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下  |  | 工事開始前、材料の変更時      | 観察で問題なければ省略できる。  | ○           |
|   |          | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験                 | JIS A 1122<br>JIS A 5005                                 | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下   |  |                   | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。  | ○           |
|   |          | セメントの物理試験                          | JIS R 5201   | JIS R 5210(ボルトランドセメント)<br>JIS R 5211(高炉セメント)<br>JIS R 5212(シリカセメント)<br>JIS R 5213(フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214(エコセメント)   |  | 工事開始前、工事中1回/月以上   |  | ○           |
| (※1) フラント   | その他      | ボルトランドセメントの化学分析                    | JIS R 5202   | JIS R 5210(ボルトランドセメント)<br>JIS R 5211(高炉セメント)<br>JIS R 5212(シリカセメント)<br>JIS R 5213(フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214(エコセメント)   |  |                   |  | ○           |
|   |          | 練混ぜ水の水質試験                          | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308附属書C                     | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上   |  | 工事開始前及び工事中1回/年以上  | 上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。                                  | ○           |
|   |          | 回収水の場合：<br>JIS A 5308附属書C          |  | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上   |  | 工事開始前及び工事中1回/年以上  | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。<br>・スラッジ水の濃度は1回/日                       | ○           |
|   |          | 計量設備の計量精度                          |  | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)<br>混和剤：±3%以内   |  | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 | ・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。  | ○           |
| (※1) フラント   | その他      | ミキサの練混ぜ性能試験                        | パッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合：<br>コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内の空気量偏差率：10%以下<br>コンシスティンシー(スランプ)偏差率：15%以下           |  | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○           |
|   |          | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 |  | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下  |  | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○           |

| 工種          | 種別           | 試験区分 | 試験項目          | 試験方法                               | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|-------------|--------------|------|---------------|------------------------------------|--|--|---|-------------|
| 12 転圧コンクリート | 製造<br>(ブラント) | その他  | 細骨材の表面水率試験    | JIS A 1111                         | 設計図書による  | 2回/日以上   | レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。   | ○           |
|             |              |      | 粗骨材の表面水率試験    | JIS A 1125                         | 設計図書による  | 1回/日以上   | レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。   | ○           |
|             | 施工           | 必須   | コンシスティンシーVC試験 |                                    | 修正VC値の±10秒   | 1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 |   |             |
|             |              |      | マーシャル突き固め試験   | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-344<br>※いずれか1方法 | 目標値の±1.5%  | 1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 |   |             |
|             |              |      | ランマー突き固め試験    | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-344<br>※いずれか1方法 | 目標値の±1.5%  | 1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 |   |             |
|             |              |      | コンクリートの曲げ強度試験 | JIS A 1106                         | ・ 試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。<br>・ 試験回数が7回未満となる場合は、<br>①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上<br>②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上 | 2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。                                      |   |             |
|             |              |      | 温度測定(コンクリート)  | 温度計による                             |  | 2回/日(午前・午後)以上  |   |             |
|             |              |      | 現場密度の測定       | RI水分密度計                            | 基準密度の95.5%以上。  | 40mに1回(横断方向に3箇所)   |   |             |
|             |              |      | コアによる密度測定     | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-353             |  | 1,000m <sup>3</sup> に1個の割合でコアを探取して測定                             |   |             |
|             |              |      | 骨材のふるい分け試験    | JIS A 1102                         | JIS A 5001 表2参照  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                             | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|             |              |      | 骨材の密度及び吸水率試験  | JIS A 1109<br>JIS A 1110           | 表層・基層<br>表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上<br>吸水率：3.0%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                             | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|             |              |      | 骨材中の粘土塊量の試験   | JIS A 1137                         | 粘土、粘土塊量：0.25%以下  | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                             | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|             |              |      | 粗骨材の形状試験      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-51              | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                             | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|             |              |      | フィラーの粒度試験     | JIS A 5008                         | 便覧 表3-3-17による。   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                             | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|             |              |      | フィラーの水分試験     | JIS A 5008                         | 1%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                             | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |

| 工種             | 種別    | 試験区分               | 試験項目   | 試験方法          | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要 | 試験成績表等による確認 |  |
|----------------|-------|--------------------|--|---------------|--|---|----|-------------|--|
| 13 グースアスファルト舗装 | 材料その他 | 粗骨材のすりへり試験         | JIS A 1121   | 30%以下         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul>   | ○  |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122   | 損失量：12%以下     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul>   |    |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | 針入度試験              | JIS K 2207   | 15~30(1/10mm) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul> | ○  |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | 軟化点試験              | JIS K 2207   | 58~68°C       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul> | ○  |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | 伸度試験               | JIS K 2207   | 10cm以上 (25°C) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul> | ○  |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | トルエン可溶分試験          | JIS K 2207   | 86~91%        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul> | ○  |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | 引火点試験              | JIS K 2265-1<br>JIS K 2265-2<br>JIS K 2265-3<br>JIS K 2265-4 | 240°C以上       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul> | ○  |             |  |
|                |       |                    |  |               |  |   |    |             |  |
|                |       | 蒸発質量変化率試験          | JIS K 2207   | 0.5%以下        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合に該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br/>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満<br/>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br/>維持工事等については、<br/>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。</li> </ul> | ○  |             |  |

| 工種             | 種別   | 試験区分       | 試験項目                                | 試験方法   | 規格値                                  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|----------------|------|------------|-------------------------------------|--|--------------------------------------|--|---|-------------|
| 13 グースアスファルト舗装 | 材料   | その他        | 密度試験                                | JIS K 2207   | 1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>           | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。<br>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                | プラント | 必須         | 貫入試験40°C                            | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-402   | 貫入量（40°C）目標値<br>表層：1～4mm<br>基層：1～6mm | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。   |   | ○           |
|                |      |            | リュエル流动性試験240°C                      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-407   | 3～20秒（目標値）                           |  |   | ○           |
|                |      |            | ホイールトラッキング試験                        | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-44  | 300以上                                |  |   | ○           |
|                |      |            | 曲げ試験                                | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-79  | 破断ひずみ（-10°C、50mm/min）<br>8.0×10-3以上  |  |   | ○           |
|                |      |            | 粒度（2.36mmフルイ）                       | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16  | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度                 | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。  | ○           |
|                |      |            | 粒度（75μmフルイ）                         | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16  | 75μmふるい：±5%以内基準粒度                    |  |   | ○           |
|                |      |            | アスファルト量抽出粒度分析試験                     | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-318   | アスファルト量：±0.9%以内                      | 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日   | 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日  | ○           |
|                |      |            | 温度測定（アスファルト・骨材・混合物）                 | 温度計による   | アスファルト：220°C以下<br>石粉：常温～150°C        | 随時   |   | ○           |
| 現地設置           | 必須   | 温度測定（初期転圧） | 温度計による                              |  |                                      | 随時   | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）  |             |
| 14 路床安定処理工事    | 材料   | 必須         | 土の締固め試験                             | JIS A 1210   | 設計図書による。                             | 当初及び土質の変化したとき。   |   |             |
|                |      |            | CBR試験                               | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-227, [4]-230  | 設計図書による。                             |  |   |             |
|                | 施工   | 必須         | 現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。      | 最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214）<br>最大粒径>53mm：舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-185<br>突砂法<br>または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案） | 設計図書による。                             | 500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。<br>但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。   | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。   |             |
|                |      |            | または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による      | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。                         | 設計図書による。                             | 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。<br>1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を以下に示す。<br><br>・500m <sup>2</sup> 未満：5点<br>・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点<br>・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点<br>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。<br>2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、一日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。<br>3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。<br>4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。   |             |
|                |      |            | ブルーフローリング                           | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-288   |                                      | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。  | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。   |             |
|                | その他  | 平板載荷試験     | JIS A 1215                          |  |                                      | 延長40mにつき1箇所の割で行う。  | ・セメントコンクリートの路床に適用する。  |             |
|                |      | 現場CBR試験    | JIS A1222                           | 設計図書による。   |                                      | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。   |   |             |
|                |      | 含水比試験      | JIS A 1203                          | 設計図書による。   |                                      | 500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。  |   |             |
|                |      | たわみ量       | 舗装調査・試験法<br>便覧 [1]-284<br>(ハンケルマン法) | 設計図書による。   |                                      | ブルーフローリングでの不良箇所について実施  |   |             |

| 工種                     | 種別       | 試験区分   | 試験項目                               | 試験方法  | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|----------|--|------------------------------------|---|--|--|--|-------------|
| 15 表層安定処理工<br>(表層混合処理) | 材料<br>施工 | その他  | 土の一軸圧縮試験                           | JIS A 1216  | 設計図書による。   | 当初及び土質の変化したとき。   | 配合を定めるための試験である。  |             |
|                        |          | 必須   | 現場密度の測定<br>※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)<br>最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185<br>突砂法                        | 設計図書による。   | 500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。<br>但し、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。   |  |             |
|                        |          | または<br>RI計器を用いた<br>盛土の締固め管<br>理要領(案)           |                                    | 設計図書による。  |  | 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管<br>理を行うものとする。<br>1日の1層あたりの施工面積を基<br>準とする。管理単位の面積は<br>1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工<br>面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、そ<br>の施工面積を2管理単位以上に<br>分割するものとする。1管理単<br>位あたりの測定点数の目安を<br>以下に示す。<br>・500m <sup>2</sup> 未満: 5点<br>・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満: 10点<br>・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満: 15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用す<br>る。<br>・左記の規格値を満たしていても、規格値<br>を著しく下回っている点が存在した場合<br>は、監督職員との協議の上で、(再)転圧<br>を行いうものとする。 |             |
|                        |          | または<br>「TS・GNSSを<br>用いた盛土の締<br>固め管理要領」に<br>による |                                    | 施工範囲を小分割した管理ブロ<br>ックの全てが規定回数だけ締め固め<br>られたことを確認する。ただし、<br>路肩から1m以内と締め固め機械が<br>近寄れない構造物周辺は除く。 |  | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理<br>単位」)に分割して管理単位ごとに管<br>理を行うものとする。<br>2. 管理単位は築堤・路床・路床とも<br>1日の1層当たりの施工面積は<br>1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日<br>の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、<br>その施工面積を2管理単位以上に<br>分割するものとする。<br>3. 1日の施工が複数層に及ぶ場<br>合でも1管理単位を複数層にまた<br>がらせるとはしないものとす<br>る。<br>4. 土取り場の状況や土質状況が<br>変わった場合には、新規の管理単位<br>として取り扱うものとする。                              |  |             |
|                        |          | ブルーフローリン<br>グ                                  | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-288             | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-288  |  | 路床仕上げ後、全幅、全区間で<br>実施する。  | ・荷重車については、施工時に用いた転圧<br>機械と同等以上の締固め効果を持つローラ<br>やトラック等を用いるものとする。   |             |
|                        |          | その他  | 平板載荷試験                             | JIS A 1215  |  | 各車線ごとに延長40mにつき1回<br>の割で行う。   |  |             |
|                        |          |  | 現場CBR試験                            | JIS A1222   | 設計図書による。   |  |  |             |
|                        |          |  | 含水比試験                              | JIS A 1203  |  | 500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。た<br>だし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事<br>当たり3回以上。  |  |             |
|                        |          |  | たわみ量                               | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16<br>(ハンギングマッピング)   |  | ブルーフローリングでの不良箇<br>所について実施。   |  |             |
|                        |          |  | 土の一軸圧縮試験                           | JIS A 1216  | 設計図書による。<br>なお、1回の試験とは3個の供試体の<br>試験値の平均値で表したもの   | 当初及び土質の変化したとき。   | 配合を定めるための試験である。  |             |
| 16 固結工                 | 材料<br>施工 | 必須   | ゲルタイム試験                            | ボーリングコア<br>の目視確認  |  | 当初及び土質の変化したとき。   | 配合を定めるための試験である。  |             |
|                        |          | 必須   | 改良対全長の連続性                          |   |  | 改良体の上端から下端までの全長<br>をボーリングにより採取し、全長<br>において連続して改良されている<br>ことを目視確認する。<br>改良体500本未満は3本、500本以上<br>は250本増えるごとに1本追加する。<br>現場の条件、規模等により上記に<br>よりがたい場合は監督職員の指示<br>による。   | ・ボーリング等により供試体を採取する。<br>・改良体の強度確認には、改良体全長の連<br>続性を確認したボーリングコアを利用して<br>てもよい。                                 |             |
|                        |          |  | 土の一軸圧縮試験<br>(改良体の強度)               | JIS A 1216  | ①各供試体の試験結果は改良地盤<br>設計強度の85%以上。<br>②1回の試験結果は改良地盤設計<br>強度以上。<br>なお、1回の試験とは3個の供試体<br>の試験値の平均値で表したもの | 改良体500本未満は3本、500本<br>以上は250本増えるごとに1本追<br>加する。試験は1本の改良体に<br>ついて、上、中、下それぞれ1回、<br>計3回とする。ただし、1本の改良<br>体で設計強度を変えている場合<br>は、各設計強度毎に3回とする。<br>現場の条件、規模等により上記に<br>よりがたい場合は監督職員の指<br>示による。   | ・改良体の強度確認には、改良体全長の連<br>続性を確認したボーリングコアを利用して<br>てもよい。  |             |
| 17 アンカ<br>ー工           | 施工       | 必須   | モルタルの圧縮強<br>度試験                    | JIS A 1108  | 設計図書による。   | 2回(午前・午後)/日  |  |             |
|                        |          |  | モルタルのフロー<br>値試験                    | JSCE-F521-2018  | 10~18秒 Pロート<br>(グラウンドアンカー設計施工マニュ<br>アルに合わせる)   | 練りませ開始前に試験は2回行<br>い、その平均値をフロー値とする。   |  |             |
|                        |          |  | 適性試験(多サイク<br>ル確認試験)                | グラウンドアン<br>カー設計・施工基<br>準、同解説<br>(JGS4101-2012)  | 設計アンカーカーに対して十分に安<br>全であること。  | ・施工数量の5%かつ3本以上。<br>・初期荷重は計画最大荷重の約0.1<br>倍とし、計画最大荷重まで<br>載荷した後、初期荷重まで除荷<br>する1サイクル方式とする。  | 但し、モルタルの必要強度の確認後<br>に実施すること。   |             |
|                        |          |  | 確認試験(1サイク<br>ル確認試験)                | グラウンドアン<br>カー設計・施工基<br>準、同解説<br>(JGS4101-2012)  | 設計アンカーカーに対して十分に安<br>全であること。  | ・多サイクル確認試験に用いた<br>アンカーカーを除くすべて。<br>・初期荷重は計画最大荷重の約<br>0.1倍とし、計画最大荷重まで<br>載荷した後、初期荷重まで除荷<br>する1サイクル方式とする。  | 但し、モルタルの必要強度の確認後<br>に実施すること。   |             |
|                        |          | その他  | その他の確認試験                           | グラウンドアン<br>カー設計・施工基<br>準、同解説<br>(JGS4101-2012)  | 所定の緊張力が導入されているこ<br>と。  |  | ・定着時緊張力確認試験<br>・残存引張力確認試験<br>・リフトオフテスト等があり、多サイクル<br>確認試験、1サイクル確認試験の試験結果<br>をもとに、監督員と協議し行う必要性の有<br>無を判断する。  |             |

| 工種       | 種別     | 試験区分  | 試験項目                           | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|----------|--------|---|--------------------------------|--|---|--|---|-------------|
| 18 補強土壁工 | 材料     | 必須  | 土の締固め試験                        | JIS A 1210   | 設計図書による。  | 当初及び土質の変化時。  |   |             |
|          |        |   | 外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）  | 補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。  | 同左  | 同左   |   |             |
|          |        |   | コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験          | 補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。  |   |  |   | ○           |
|          |        | その他   | 土の粒度試験                         | 補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。  | 同左  | 設計図書による。   |   |             |
|          | 施工     | 必須  | 現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214）<br>最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256<br>突砂法      | 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）または、設計図書による。<br><br>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」  | 500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 | ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。<br>【締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法】<br>平均92%以上、かつ最小90%以上<br>【インテグラルアバット構造の橋台背面】<br>平均97%以上、かつ最小95%以上   |             |
|          |        |   |                                |  |   |  | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。<br>・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。<br>【締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法】<br>平均92%以上、かつ最小90%以上<br>【インテグラルアバット構造の橋台背面】<br>平均97%以上、かつ最小95%以上                             |             |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          | 19 吹付工 | 材料  | アルカリシリカ反応抑制対策                  | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月3日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）                | 同左  | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        | その他<br>JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合を除く（※1） | 骨材のふるい分け試験                     | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021               | 設計図書による。  | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。   |   | ○           |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   | 骨材の密度及び吸水率試験                   | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>(碎石・碎石・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。   | JIS A 5005（コンクリート用碎砂及び碎石）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材<br>-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材<br>-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材<br>-第3部：銅スラグ細骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材<br>-第4部：電気路酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材） | ○           |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   | 骨材の微粒分量試験                      | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材<br>碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外（砂利等） 1.0%以下<br>細骨材<br>碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。<br>(山砂の場合は、工事中1回/週以上)   |   | ○           |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   | 砂の有機不純物試験                      | JIS A 1105   | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。  | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。   | 濃い場合はJIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。  | ○           |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   | モルタルの圧縮強度による砂の試験               | JIS A 1142   | 圧縮強度の90%以上  | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。  |   | ○           |
|          |        |   |                                |  |   |  |   |             |
|          |        |   | 骨材中の粘土塊量の試験                    | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。   |   | ○           |

| 工種     | 種別         | 試験区分        | 試験項目                                   | 試験方法  | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------|------------|-------------|--|---|--|--|---|-------------|
| 19 吹付工 | 材料<br>(※1) | その他<br>(※1) | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験                     | JIS A 1122<br>JIS A 5005                                  | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下   | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br>碎砂、碎石：<br>工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。  | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。   | ○           |
|        |            |             | セメントの物理試験                              | JIS R 5201  | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)                        | 工事開始前、工事中1回／月以上  |   | ○           |
|        |            |             | ポルトランドセメントの化学分析                        | JIS R 5202  | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)                        |  |   | ○           |
|        |            |             | 練混ぜ水の水質試験                              | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                      | 懸濁物質の量：2g/l以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上                             | 工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。  | 上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。   | ○           |
|        |            |             |  | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                 | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上   |  | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。  | ○           |
|        |            |             | 細骨材の表面水率試験                             | JIS A 1111  | 設計図書による  | 2回/日以上   | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。   |             |
|        |            |             | 粗骨材の表面水率試験                             | JIS A 1125  |  | 1回/日以上   |   |             |
|        |            |             | 計量設備の計量精度                              |   | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)<br>混和剤：±3%以内   | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上  | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。<br>・急結剤は適用外  | ○           |
|        |            |             | ミキサの練混ぜ性能試験                            | パッチャミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合<br>コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシステンシー（スランプ）偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中1回／年以上。  | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭井筒基礎等)、橋梁上部(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)  |             |
|        |            |             | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準<br>JSCE-I 502-2013 |   | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下  |  |   |             |
| 施工     | その他        | その他         | 塩化物総量規制                                | 「コンクリートの耐久性向上」  | 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下  | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その後の試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。<br>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭井筒基礎等)、橋梁上部(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) |             |
|        |            |             | スランプ試験<br>(モルタル除外)                     | JIS A 1101  | スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm  | ・荷卸し時1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。   | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照   |             |
|        | 必須         | その他         | コンクリートの圧縮強度試験                          | JIS A 1107<br>JIS A 1108<br>土木学会規準<br>JSCE F561-2018      | 3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。   | ・吹付1につき1回行う。<br>なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアーを切取りキャビングを行う。原則として1回に3本とする。           |   |             |
|        |            |             | 空気量測定                                  | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128                    | ±1.5% (許容差)  | ・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。   |   |             |
|        |            |             | コアによる強度試験                              | JIS A 1107  | 設計図書による。   | 品質に異常が認められた場合に行う。  |   |             |

| 工種         | 種別 | 試験区分 | 試験項目                      | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|------------|----|------|---------------------------|--|---|--|---|-------------|
| 20 現場吹付法枠工 | 材料 | 必須   | アルカリシリカ反応抑制対策             | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月3日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」               | 同左  | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|            |    |      | 骨材のふるい分け試験                | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021               | 設計図書による。  | 工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。   |   | ○           |
|            |    | (※1) | 骨材の密度及び吸水率試験              | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>(碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)   |  | JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石)<br>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ細骨材)<br>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ細骨材)<br>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気路酸化スラグ骨材)<br>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II) | ○           |
|            |    |      | 骨材の微粒分量試験                 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材<br>碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外 (砂利等) 1.0%以下<br>細骨材<br>碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。<br>(山砂の場合は、工事中1回／週以上)                               |   | ○           |
|            |    |      | 砂の有機不純物試験                 | JIS A 1105   | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。  | 工事開始前、工事中1回／年以上および産地が変わった場合。   | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。   | ○           |
|            |    |      | モルタルの圧縮強度による砂の試験          | JIS A 1142   | 圧縮強度の90%以上  | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。  |   | ○           |
|            |    |      | 骨材中の粘土塊量の試験               | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下   | 工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。   |   | ○           |
|            |    |      | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験        | JIS A 1122<br>JIS A 5005   | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下  | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。<br>碎砂、碎石：<br>工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。   | ○           |
|            |    |      | セメントの物理試験                 | JIS R 5201   | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   | 工事開始前、工事中1回／月以上  |   | ○           |
|            |    |      | ポルトランドセメントの化学分析           | JIS R 5202   | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   |  |   | ○           |
|            |    |      | 練混ぜ水の水質試験                 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                   | 懸濁物質の量：2g/l以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。<br><br>スラッジ水の濃度は1回／日                               | 上水道を使用してゐる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。  | ○           |
|            |    |      | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C |  | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  |  | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。  | ○           |

| 工種  | 種別 | 試験区分        | 試験項目                                   | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|---|----|-------------|--|--|--|--|--|-------------|
| 20 現場吹付法枠工<br><br>（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 製造 | 必須          | 細骨材の表面水率試験                             | JIS A 1111   | 設計図書による  | 2回/日以上   | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。  | ○           |
|   |    |             | 粗骨材の表面水率試験                             | JIS A 1125   |  | 1回/日以上   |  | ○           |
|   | 施工 | その他<br>（※1） | 計量設備の計量精度                              |  | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)<br>混和剤：±3%以内   | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上  | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。   | ○           |
|   |    |             | ミキサの練混せ性能試験                            | パッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合<br>コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシスティンシー（スランプ偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。  | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）   | ○           |
|   |    |             | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準<br>JSCE-I 502-2013 |  | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下  |  |  | ○           |
|   |    |             | スランプ試験（モルタル除く）                         | JIS A 1101   | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm  | ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。   | 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | ○           |
|   |    |             | コンクリートの圧縮強度試験                          | JIS A 1107<br>JIS A 1108<br>土木学会規準<br>JSCE F561-2013     | 設計図書による  | ・1回6本 吹付1日につき1回行う。<br>なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、Φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（ø7×3本、ø28×3本、）とする。 | ・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材令28日）<br>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照   | ○           |
|   |    |             | 塩化物総量規制                                | 「コンクリートの耐久性向上」   | 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下  | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）。試験の判定は3回の測定値の平均値。                  | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照                     | ○           |
|   |    |             | 空気量測定                                  | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128                   | ±1.5%（許容差）   | ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。   | 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照  | ○           |
|   |    |             | ロックボルトの引抜き試験                           | 参考資料「ロックボルトの引抜試験」による                                     | 引抜き耐力の80%程度以上。   | 設計図書による。   |  |             |
|   |    |             | コアによる強度試験                              | JIS A 1107   | 設計図書による。   | 品質に異常が認められた場合に行う。  |  |             |

| 工種     | 種別 | 試験区分 | 試験項目                               | 試験方法  | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|------------------------------------|---|--|--|--|-------------|
| 21河川土工 | 材料 | 必須   | 土の締固め試験                            | JIS A 1210  | 設計図書による。   | 当初及び土質の変化した時。  |  |             |
|        |    |      | 土の粒度試験                             | JIS A 1204  | 設計図書による。   | 当初及び土質の変化した時。  |  |             |
|        |    |      | 土粒子の密度試験                           | JIS A 1202  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の含水比試験                            | JIS A 1203  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の液性限界・塑性限界試験                      | JIS A 1205  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の一軸圧縮試験                           | JIS A 1216  |  | 必要に応じて。  |  |             |
|        |    |      | 土の三軸圧縮試験                           | 地盤材料試験の方法と解説  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の圧密試験                             | JIS A 1217  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土のせん断試験                            | 地盤材料試験の方法と解説  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の透水試験                             | JIS A 1218  |  |  |  |             |
|        |    | 施工   | 現場密度の測定<br>※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径 $\leq$ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)<br>最大粒径 $>$ 53mm : 補装調査・試験法<br>便覧 [4]-256<br>突砂法 | 最大乾燥密度の90%以上。<br>ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。<br><br>【砂質土 (25% $\leq$ 75μmふるい通過分<50%)】<br>空気間隙率VaがVa $\leq$ 15%<br>【粘性土 (50% $\leq$ 75μmふるい通過分)】<br>飽和度Srが85% $\leq$ Sr $\leq$ 95%または空気間隙率Vaが2% $\leq$ Va $\leq$ 10%または、設計図書による。<br><br>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 | 築堤は、1,000m <sup>2</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。                             |             |
|        |    | その他  | 土の含水比試験                            | JIS A 1203  | 設計図書による。   |  | ・最大粒径 $<$ 100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 |             |
|        |    |      | コーン指数の測定                           | 補装調査・試験法<br>便覧 [1]-273  |  |  |  |             |
|        |    |      |                                    |   |  |  |  |             |
| 22海岸土工 | 材料 | 必須   | 土の締固め試験                            | JIS A 1210  | 設計図書による。   | 当初及び土質の変化した時。  |  |             |
|        |    |      | 土の粒度試験                             | JIS A 1204  | 設計図書による。   | 当初及び土質の変化した時。  |  |             |
|        |    |      | 土粒子の密度試験                           | JIS A 1202  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の含水比試験                            | JIS A 1203  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の液性限界・塑性限界試験                      | JIS A 1205  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の一軸圧縮試験                           | JIS A 1216  |  | 必要に応じて。  |  |             |
|        |    |      | 土の三軸圧縮試験                           | 地盤材料試験の方法と解説  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の圧密試験                             | JIS A 1217  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土のせん断試験                            | 地盤材料試験の方法と解説  |  |  |  |             |
|        |    |      | 土の透水試験                             | JIS A 1218  |  |  |  |             |
|        |    | 施工   | 現場密度の測定<br>※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径 $\leq$ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)<br>最大粒径 $>$ 53mm : 補装調査・試験法<br>便覧 [4]-256<br>突砂法 | 最大乾燥密度の85%以上。<br>または、設計図書に示された値。   | 築堤は、1,000m <sup>2</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。                             |             |
|        |    | その他  | 土の含水比試験                            | JIS A 1203  |  |  | ・最大粒径 $<$ 100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 |             |
|        |    |      | コーン指数の測定                           | 補装調査・試験法<br>便覧 [1]-273  |  |  |  |             |

| 工種      | 種別  | 試験区分 | 試験項目                           | 試験方法  | 規格値   | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|---------|-----|------|--------------------------------|---|---|--|--|-------------|
| 22 海岸土工 | 施工  | 必須   |                                | または「T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による                                    | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。   | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。<br>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。<br>3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。  |  |             |
|         |     | その他  | 土の含水比試験                        | JIS A 1203  | 設計図書による。  | 含水比の変化が認められたとき。  |  |             |
|         |     |      | コーン指数の測定                       | 舗装調査・試験法便覧 [1]-273  |   | トライフィカビリティが悪いとき。   |  |             |
| 23 砂防土工 | 材料  | 必須   | 土の締固め試験                        | JIS A 1210  | 設計図書による。  | 当初及び土質の変化時。  |  |             |
|         | 施工  | 必須   | 現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214)<br>最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-256<br>突砂法 | 最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。   | 1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または設計図書による。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。   | ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。                         |             |
|         |     |      | または「RT計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 |   | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。   | 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。<br>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を以下に示す。<br>・500m <sup>2</sup> 未満:5点<br>・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満:10点<br>・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満:15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 |             |
|         |     |      | または「T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による |   | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。   | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。<br>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。<br>3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。  |  |             |
| 24 道路土工 | 材料  | 必須   | 土の締固め試験                        | JIS A 1210  | 設計図書による。  | 当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。   |  |             |
|         |     |      | CBR試験(路床)                      | JIS A 1211  |   | 当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)   |  |             |
|         | その他 |      | 土の粒度試験                         | JIS A 1204  | 設計図書による。  | 当初及び土質の変化した時。  |  |             |
|         |     |      | 土粒子の密度試験                       | JIS A 1202  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土の含水比試験                        | JIS A 1203  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土の液性限界・塑性限界試験                  | JIS A 1205  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土の一軸圧縮試験                       | JIS A 1216  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土の三軸圧縮試験                       | 地盤材料試験の方法と解説  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土の圧密試験                         | JIS A 1217  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土のせん断試験                        | 地盤材料試験の方法と解説  |   |  |  |             |
|         |     |      | 土の透水試験                         | JIS A 1218  |   |  |  |             |
|         | 施工  | 必須   | 現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214)<br>最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-256<br>突砂法 | 【砂質土】<br>・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。<br>・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)<br>【粘性土】<br>・路体: 自然含水比またはトライフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%<br>・路床及び構造物取付け部: トライフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%<br>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。<br>その他、設計図書による。 | 路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床及び構造物取付けの場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。<br>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。  |  |             |

| 工種          | 種別         | 試験区分 | 試験項目                               | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|-------------|------------|------|------------------------------------|--|---|---|---|-------------|
| 24 道路土工     | 施工         | 必須   | 現場密度の測定<br>※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | または、「RT計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」                                | 【砂質土】<br>・路床：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。<br>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。<br>【粘性土】<br>・路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトライフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。<br>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。<br>又は、設計図書による。 | 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。<br>路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積が1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。<br><br>・500m <sup>2</sup> 未満：5点<br>・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点<br>・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点 | 最大粒径<100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしている場合、規格値を著しく下回っている場合は、監督職員と協議の上で、(再)軋圧を行うものとする。  |             |
|             |            |      | 「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による     | または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による                         | 施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する  | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。<br>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。<br>3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。   |   |             |
|             |            |      | ブルーフローリング                          | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-288                                     |   | 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。  | 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。  |             |
|             |            | その他  | 平板載荷試験                             | JIS A 1215   |   | 各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。  | セメントコンクリートの路盤に適用する。   |             |
|             |            |      | 現場CBR試験                            | JIS A 1222   | 設計図書による。  | 各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。   |   |             |
|             |            |      | 含水比試験                              | JIS A 1203   |   | 路床の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。<br>路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。   |   |             |
|             |            |      | コーン指数の測定                           | 舗装調査・試験法<br>便覧 [1]-273                                     | 設計図書による。  | 必要に応じて実施。<br>(例)トライフィカビリティが悪い時  |   |             |
|             |            |      | たわみ量                               | 舗装調査・試験法<br>便覧 [1]-284<br>(ハシゲルマピーム)                       |   | ブルーフローリングでの不良箇所について実施   |   |             |
| 25 捨石工      | 施工         | 必須   | 岩石の見掛け比重                           | JIS A 5006   | 設計図書による。  | 原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。  | 500cm <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。<br>参考値：<br>・硬石：約2.7~2.5g/cm <sup>3</sup><br>・準硬石：約2.5~2g/cm <sup>3</sup><br>・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満  | ○           |
|             |            |      | 岩石の吸水率                             | JIS A 5006   |   |   | 500cm <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。<br>参考値：<br>・硬石：5%未満<br>・準硬石：5%以上15%未満<br>・軟石：15%以上  | ○           |
|             |            |      | 岩石の圧縮強さ                            | JIS A 5006   |   |   | 500cm <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。<br>参考値：<br>・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上<br>・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上<br>・軟石：4,903N/cm <sup>2</sup> 未満<br>・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満 | ○           |
|             |            | その他  | 岩石の形状                              | JIS A 5006   | うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。  | 5,000m <sup>3</sup> につき1回の割で行う。<br>但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。  | 500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。  | ○           |
|             |            |      | アルカリシリカ反応抑制対策                      | 「アルカリシリカ反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」 | 同左  | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。   |   | ○           |
| 26 コンクリートダム | 材料<br>(※1) | 必須   |                                    |  |   |   |   |             |

| 工種                               | 種別  | 試験区分 | 試験項目                               | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|----------------------------------|-----|------|------------------------------------|--|---|---|---|-------------|
| 26 コンクリートダム<br><br>材<br><br>(※1) | その他 |      | 骨材の密度及び吸水率試験                       | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  | JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石)<br>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材<br>-第1部：高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材<br>-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)<br>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材<br>-第3部：銅スラグ骨材)<br>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材<br>-第4部：電気炉酸化スラグ骨材)<br>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材) | ○           |
|                                  |     |      | 骨材のふるい分け試験                         | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5021                                 | 設計図書による。  | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|                                  |     |      | セメントの物理試験                          | JIS R 5201   | JIS R 5210 (ボルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |
|                                  |     |      | ボルトランドセメントの化学分析                    | JIS R 5202   | JIS R 5210 (ボルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |
|                                  |     |      | 砂の有機不純物試験                          | JIS A 1105   | 標準色より淡いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。  | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。  | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。   | ○           |
|                                  |     |      | モルタルの圧縮強度による砂の試験                   | JIS A 1142   | 圧縮強度の90%以上  | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。   |   | ○           |
|                                  |     |      | 骨材の微粒分量試験                          | JIS A 1103   | 粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。<br>細骨材：<br>・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。<br>・碎砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。<br>(山砂の場合は、工事中1回/週以上)                                      |   | ○           |
|                                  |     |      | 骨材中の粘土量の試験                         | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下   |   |   | ○           |
|                                  |     |      | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験                 | JIS A 1122<br>JIS A 5005   | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下  | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及<br>び産地が変わった場合。<br>碎砂、碎石：<br>工事開始前、工事中1回/年以上及<br>び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。   | ○           |
|                                  |     |      | 粗骨材のすりへり試験                         | JIS A 1121   | 40%以下   | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|                                  |     |      | 練混ぜ水の水質試験                          | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                   | 懸濁物質の量：2g/l以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。   | 上水道を使用してゐる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。  | ○           |
|                                  |     |      | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C          |  | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。<br>スラッジ水の濃度は1回/日  | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。  | ○           |
|                                  |     |      | 計量設備の計量精度                          |  | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)<br>混和剤：±3%以内  | 設計図書による。  | レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。   | ○           |
|                                  |     |      | ミキサの練混せ性能試験                        | パッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2               | コンクリートの練混せ量<br>公称容量の場合<br>・コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>・コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>・圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>・コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>・コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下                                | 工事開始前及び工事中1回/年以上。   |   | ○           |
|                                  |     |      | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 |  | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下   | 工事開始前及び工事中1回/年以上。   |   | ○           |
|                                  |     |      | 細骨材の表面水率試験                         | JIS A 1111   | 設計図書による   | 2回/日以上  | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。   | ○           |
|                                  |     |      | 粗骨材の表面水率試験                         | JIS A 1125   |   | 1回/日以上  |   | ○           |

| 工種          | 種別 | 試験区分            | 試験項目            | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|--|--|--|--|-------------|
| 26 コンクリートダム | 施工 | 必須              | 塩化物総量規制         | 「コンクリートの耐久性向上」   | 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下  | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。   | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。<br>1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 |             |
|             |    |                 | 単位水量測定          | 「レディミクストコンクリートの品質確保について」「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。<br>2) 測定した単位水量が、配合設計士15を超える場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その後の運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>3) 配合設計士20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込み後に持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。<br>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m <sup>3</sup> /日以上の場合：<br>2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要用度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。   | ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)   |             |
|             |    |                 | スランプ試験          | JIS A 1101   | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm  | ・荷卸し時<br>・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。  | 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。  |             |
|             |    |                 | 空気量測定           | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128                             | ±1.5% (許容差)  |  | 1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。   |             |
|             |    |                 | コンクリートの圧縮強度試験   | JIS A 1108   | (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。<br>(b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。  | 1回3ヶ<br>1.1ブロック1リフトのコンクリート500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。<br>2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合は1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。<br>3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。<br>4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。 | ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)   |             |
|             |    |                 | 温度測定(気温・コンクリート) | 温度計による。  |  | 1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。  |  |             |
| その他         |    | コンクリートの単位容積質量試験 | JIS A 1116      | 設計図書による  |  | 1回2ヶ 当初及び品質異常が認められる場合に行う。  | 参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上   |             |
|             |    | コンクリートの洗い分析試験   | JIS A 1112      |  |  | 1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。   |  |             |
|             |    | コンクリートのブリージング試験 | JIS A 1123      |  |  | 1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。   |  |             |
|             |    | コンクリートの引張強度試験   | JIS A 1113      |  |  | 1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。   |  |             |
|             |    | コンクリートの曲げ強度試験   | JIS A 1106      |  |  | 1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。   |  |             |

| 工種                | 種別         | 試験区分                                   | 試験項目                         | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|-------------------|------------|--|------------------------------|--|---|---|---|-------------|
| 27 覆工コンクリート(NATM) | 材料<br>※1   | 必須                                     | アルカリシリカ反応抑制対策                | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月3日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」               | 同左  | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。                                       |   | ○           |
|                   |            | その他                                    | 骨材のふるい分け試験                   | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021               | 設計図書による。  | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|                   |            |  | 骨材の密度及び吸水率試験                 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>(碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  | JIS A 5008 (コンクリート用碎砂及び碎石)<br>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材ー第1部：高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材ー第2部：フェロニッケルスラグ骨材)<br>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材ー第3部：銅スラグ骨材)<br>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材ー第4部：電気炉酸化スラグ骨材)<br>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材) | ○           |
|                   |            |  | 粗骨材のすりへり試験                   | JIS A 1121<br>JIS A 5005   | 碎石 砂利 40%以下<br>35%以下  | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。          |   | ○           |
|                   |            |  | 骨材の微粒分量試験                    | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材<br>碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外 (砂利等) 1.0%以下<br>細骨材碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。<br>(山砂の場合は、工事中1回/週以上)                              |   | ○           |
|                   |            |  | 砂の有機不純物試験                    | JIS A 1105   | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。  | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。  | 濃い場合はJIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。  | ○           |
|                   |            |  | モルタルの圧縮強度による砂の試験             | JIS A 1142   | 圧縮強度の90%以上  | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。   |   | ○           |
|                   |            |  | 骨材中の粘土塊量の試験                  | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下   | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。  |   | ○           |
|                   |            |  | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験           | JIS A 1122<br>JIS A 5005   | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下  | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br>碎砂、碎石：<br>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。   | ○           |
|                   |            |  | セメントの物理試験<br>ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5201<br>JIS R 5202   | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント)   | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |
|                   | その他        |  | 練混ぜ水の水質試験                    | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                   | 懸濁物質の量：2g/l以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。   | 上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。   | ○           |
|                   |            |  | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C    |  | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。<br>・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。       |   | ○           |
|                   |            | 計量設備の計量精度                              |                              |  | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)<br>混和剤：±3%以内  | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。  | レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。   | ○           |
|                   |            | ミキサの練混せ性能試験                            | ハッヂミキサの場合：<br>JIS A 1119     |  | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合<br>コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下  | 工事開始前及び工事中1回/年以上。   |   |             |
|                   |            |  | JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 |  | コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下   |   |   |             |
|                   | 製造<br>プラント | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準<br>JSCE-I 502-2013 |                              |  | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下   | 工事開始前及び工事中1回/年以上。   |   | ○           |
|                   |            | 細骨材の表面水率試験                             | JIS A 1111                   |  | 設計図書による   | 2回/日以上  | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。   | ○           |
|                   |            | 粗骨材の表面水率試験                             | JIS A 1125                   |  |   | 1回/日以上  |   | ○           |

| 工種                 | 種別    | 試験区分 | 試験項目             | 試験方法  | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------------------|-------|------|------------------|---|--|--|---|-------------|
| 27 覆工コンクリート(NATM)  | 施工    | 必須   | スランプ試験           | JIS A 1101  | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm  | ・荷卸し時<br>1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。   |   |             |
|                    |       |      | 単位水量測定           | 「レディーミックスコンクリート」(案)(平成16年3月8日事務連絡)                        | 1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。<br>2) 測定した単位水量が、配合設計士15を超える場合、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、「2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>3) 配合設計士20kg/m <sup>3</sup> の指示地を越える場合は、生コンを打設する前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。<br>なお、測定値が管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m <sup>3</sup> /日以上の場合：<br>2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。                                    | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。                               |             |
|                    |       |      | コンクリートの圧縮強度試験    | JIS A 1108  | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。<br>(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)   | ・荷卸し時<br>1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20mから150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（ $\sigma_{7\cdots3}$ 本、 $\sigma_{28\cdots3}$ 本）とする。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。                               |             |
|                    |       |      | 塩化物総量規制          | 「コンクリートの耐久性向上」  | 原則0.3kg/m以下  | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。   | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。  |             |
|                    |       |      | 空気量測定            | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128                    | ±1.5% (許容差)  | ・荷卸し時<br>1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。   |   |             |
|                    |       | その他  | コアによる強度試験        | JIS A 1107  | 設計図書による。   | 品質に異常が認められた場合に行う。  |   |             |
|                    |       |      | コンクリートの洗い分析試験    | JIS A 1112  |  | 1回 品質に異常が認められた場合に行う。   |   |             |
|                    | 施工後試験 | 必須   | ひび割れ調査           | スケールによる測定   | 0.2mm  | 本数<br>総延長<br>最大ひび割れ幅等  | ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。   |             |
|                    |       |      | テストハンマーによる強度推定調査 | JSCE-G 504-2013   | 設計基準強度   | 強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均強度が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、コアによる強度試験を行う。<br>工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。                 | 再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。<br>工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。                 |             |
|                    |       | その他  | コアによる強度試験        | JIS A 1107  | 設計基準強度   | 所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。   | コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。<br>圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。 |             |
| 28 吹付けコンクリート(NATM) | 材料    | 必須   | アルカリシリカ反応抑制対策    | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)】 | 同左   | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および产地が変わった場合。  |   | ○           |
|                    |       |      | 骨材のふるい分け試験       | JIS A 1102  | 設計図書による。   | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。<br>ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。  |   | □           |

| 工種                 | 種別             | 試験区分     | 試験項目                               | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------------------|----------------|----------|------------------------------------|--|--|---|---|-------------|
| 28 吹付けコンクリート(NATM) | 材料<br>※<br>その他 | ※<br>その他 | 骨材の単位容積質量試験                        | JIS A 1104   | 設計図書による。   | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。<br>ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 |   | ○           |
|                    |                |          | 骨材の密度及び吸水率試験                       | JIS A 1109<br>JIS A 1110                                 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下   |   |   | ○           |
|                    |                |          | 骨材の微粒分量試験                          | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                   | 粗骨材<br>碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外（砂利等） 1.0%以下<br>細骨材砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。<br>ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 |   | ○           |
|                    |                |          | 砂の有機不純物試験                          | JIS A 1105   | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。   |   | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○           |
|                    |                |          | モルタルの圧縮強度による砂の試験                   | JIS A 1142   | 圧縮強度の90%以上   | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。   |   | ○           |
|                    |                |          | 骨材中の粘土塊量の試験                        | JIS A 1137   | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下  | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。<br>ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 |   | ○           |
|                    |                |          | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験                 | JIS A 1122   | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下   | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。<br>ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。                             | ○           |
|                    |                |          | 粗骨材の粒形判定実績率試験                      | JIS A 5005   | 55%以上  | 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。  |   | ○           |
|                    |                |          | セメントの物理試験                          | JIS R 5201   | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント）  | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |
|                    |                |          | ポルトランドセメントの化学分析                    | JIS R 5202   | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント）  | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |
| 製造<br>※<br>（プラント）  | その他            | ※<br>その他 | 練混ぜ水の水質試験                          | 上水道及び上水道以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                       | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上   | 工事開始前及び工事中1回/年以上<br>上および水質が変わった場合。  | 上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。         | ○           |
|                    |                |          | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C          |  | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上   | 工事開始前及び工事中1回/年以上<br>上および水質が変わった場合。  | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。                | ○           |
|                    |                |          | ミキサの練混ぜ性能試験                        | パッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合<br>コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下  | 工事開始前及び工事中1回/年以上  | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。                  | ○           |
|                    |                |          | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 |  | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下  |   |   | ○           |
|                    |                |          | 細骨材の表面水率試験                         | JIS A 1111   | 設計図書による  | 2回/日以上  | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。                         | ○           |
|                    |                |          | 粗骨材の表面水率試験                         | JIS A 1125   |  | 1回/日以上。   |   | ○           |

| 工種                 | 種別 | 試験区分 | 試験項目                     | 試験方法  | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------------------|----|------|--------------------------|---|--|---|---|-------------|
| 28 吹付けコンクリート(NATM) | 施工 | 必須   | 塩化物総量規制                  | 「コンクリートの耐久性向上」                              | 原則0.3kg/m以下  | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。                    | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。  |             |
|                    |    |      | コンクリートの圧縮強度試験            | JIS A 1108<br>土木学会規準<br>JSCE F561-2013      | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。<br>(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)                           | トンネル施工長40m毎に1回 材齢1日、28日(2×3~6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(ø7~3本、ø28~3本、)とする。 |   |             |
|                    |    |      | 吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度) | 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010) | 1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上   | トンネル施工長40mごとに1回   |   |             |
|                    |    | その他  | スランプ試験                   | JIS A 1101                                  | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm  | ・荷卸し時<br>1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。  |   |             |
|                    |    |      | 空気量測定                    | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128      | ±1.5% (許容差)  | ・荷卸し時<br>1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。  |   |             |
|                    |    |      | コアによる強度試験                | JIS A 1107                                  | 設計図書による。   | 品質に異常が認められた場合に行う。   |   |             |
|                    | 材料 | その他  | 外観検査(ロックボルト)             | ・目視<br>・寸法計測                                | 設計図書による。   | 材質は製造会社の試験による。  |   | ○           |
|                    |    |      | モルタルの圧縮強度試験              | JIS A 1108                                  | 設計図書による。   | 1)施工開始前に1回<br>2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回<br>3)製造工場または品質の変更があるごとに1回   |   |             |
|                    |    | 施工   | モルタルのフロー値試験              | JIS R 5201                                  | 設計図書による。   | 1)施工開始前に1回<br>2)施工中または必要な都度<br>3)製造工場または品質の変更があるごとに1回   |   |             |
|                    |    |      | ロックボルトの引抜き試験             | 参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による                       | 設計図書による。   | 掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。   |   |             |
| 29 ロックボルト(NATM)    | 材料 | 必須   | 修正CBR試験                  | 舗装調査・試験法便覽 [4]-68                           | 修正CBR20%以上   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前  | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理を参照。 | ○           |
|                    |    |      | 土の粒度試験                   | JIS A 1204                                  | 舗装再生便覽参照<br>表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による  | 当初及び材料の変化時  |   |             |
|                    |    |      | 土の含水比試験                  | JIS A 1203                                  | 設計図書による。   |   |   |             |
|                    |    | その他  | 土の液性限界・塑性限界試験            | JIS A 1205                                  | 塑性指数PI：9以下   |   |   |             |
|                    |    |      | セメントの物理試験                | JIS R 5201                                  | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (珪藻セメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   |             |
|                    |    |      | ポルトランドセメントの化学分析          | JIS R 5202                                  | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)<br>JIS R 5211 (高炉セメント)<br>JIS R 5212 (シリカセメント)<br>JIS R 5213 (珪藻セメント)<br>JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上   |   | ○           |

| 工種         | 種別  | 試験区分 | 試験項目                            | 試験方法   | 規格値  | 試験時期・頻度   | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|------------|-----|------|---------------------------------|--|--|---|--|-------------|
| 30 路上再生路盤工 | 施工  | 必須   | 現場密度の測定                         | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-256<br><br>砂置換法 (JIS A<br>1214) | 基準密度の93%以上。<br><br>X10 95%以上<br>X6 95.5%以上<br>X3 96.5%以上 | ・締固め度は、個々の測定値が基<br>準密度の96%以上を満足するもの<br>とし、かつ平均値について以下を<br>満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平<br>均値X10が規格値を満足するもの<br>とする。また、10孔の測定値が得<br>がたい場合は3孔の測定値の平均<br>値X3が規格値を満足するものとす<br>るが、X3が規格値をはずれた場合<br>は、さらに3孔の<br>データを加えた平均値X6が規格値<br>を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場<br>合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットと<br>し、1ロットあたり10孔で測定す<br>る。<br>なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の<br>場合（維持工事を除く）は、1工事<br>あたり3孔以上で測定する。 |  |             |
|            |     |      | 土の一軸圧縮試験                        | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-133                             | 設計図書による。   | 当初及び材料の変化時  |  |             |
|            |     |      | CAEの一軸圧縮試<br>験                  | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-135                             | 設計図書による。   | 当初及び材料の変化時  | CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生ア<br>スファルト乳剤安定処理路盤材料の一<br>軸圧縮試験を指す。 |             |
|            |     |      | 含水比試験                           | JIS A 1203   | 設計図書による。   | 1~2回／日  |  |             |
| 31 路上表層再生工 | 材料  | 必須   | 旧アスファルト針<br>入度                  | JIS K 2207   |  | 当初及び材料の変化時  | 十分なデータがある場合や事前調査<br>時のデータが利用できる場合にはそ<br>れらを用いてもよい。   |             |
|            |     |      | 旧アスファルトの<br>軟化点                 | JIS K 2207   |  | 当初及び材料の変化時  | 十分なデータがある場合や事前調査<br>時のデータが利用できる場合にはそ<br>れらを用いてもよい。   |             |
|            |     |      | 既設表層混合物の<br>密度試験                | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-218                             |  | 当初及び材料の変化時  | 十分なデータがある場合や事前調査<br>時のデータが利用できる場合にはそ<br>れらを用いてもよい。   |             |
|            |     |      | 既設表層混合物の<br>最大比重試験              | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-309                             |  | 当初及び材料の変化時  | 十分なデータがある場合や事前調査<br>時のデータが利用できる場合にはそ<br>れらを用いてもよい。   |             |
|            |     |      | 既設表層混合物の<br>アスファルト量抽出<br>粒度分析試験 | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-318                             |  | 当初及び材料の変化時  | 十分なデータがある場合や事前調査<br>時のデータが利用できる場合にはそ<br>れらを用いてもよい。   |             |
|            |     |      | 既設表層混合物の<br>ふるい分け試験             | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16                              |  | 当初及び材料の変化時  | 十分なデータがある場合や事前調査<br>時のデータが利用できる場合にはそ<br>れらを用いてもよい。   |             |
|            |     |      | 新規アスファルト<br>混合物                 | 「アスファルト同左<br>舗装」に準じる。                              |  | 当初及び材料の変化時  |  | ○           |
|            | 施工  | 必須   | 現場密度の測定                         | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-218                             | 基準密度の96%以上<br><br>X10 98%以上<br>X6 98%以上<br>X3 98.5%以上    | ・締固め度は、個々の測定値が基<br>準密度の96%以上を満足するもの<br>とし、かつ平均値について以下を<br>満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平<br>均値X10が規格値を満足するもの<br>とする。また、10孔の測定値が得<br>がたい場合は3孔の測定値の平均<br>値X3が規格値を満足するものとす<br>るが、X3が規格値をはずれた場合<br>は、さらに3孔のデータを加えた平<br>均値X6が規格値を満足していれば<br>よい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場<br>合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットと<br>し、1ロットあたり10孔で測定す<br>る。<br>なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の<br>場合（維持工事を除く）は、1工事<br>あたり3孔以上で測定する。 | 空隙率による管理でもよい。  |             |
|            |     |      | 温度測定                            | 温度計による   | 110°C以上  | 随時  | 測定値の記録は、1日4回（午前・午<br>後各2回）                           |             |
|            |     |      | かきほぐし深さ                         | 「舗装再生便覧」付録-8                                       | -0.7cm以内   | 1,000m <sup>2</sup> 毎   |  |             |
|            |     |      | 粒度 (2.36mmフル<br>イ)              | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16                              | 2.36mmふるい：±12%以内   | 適宜  | 目標値を設定した場合のみ実施す<br>る。                                |             |
|            | その他 |      | 粒度 (75 μmフル<br>イ)               | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16                              | 75 μmふるい：±5%以内   | 適宜  | 目標値を設定した場合のみ実施す<br>る。                                |             |
|            |     |      | アスファルト量抽出<br>粒度分析試験             | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-318                             | アスファルト量：±0.9%以<br>下                                      | 適宜  | 目標値を設定した場合のみ実施す<br>る。                                |             |

| 工種               | 種別 | 試験区分 | 試験項目         | 試験方法                     | 規格値  | 試験時期・頻度                              | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|------------------|----|------|--------------|--------------------------|--|--------------------------------------|---|-------------|
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須   | 骨材のふるい分け試験   | JIS A 1102               | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。                         | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110 | 碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS）<br>表乾比重：2.45以上<br>吸水率：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 骨材中の粘土塊量の試験  | JIS A 1137               | 粘土、粘土塊量：0.25%以下                              | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 粗骨材の形状試験     | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-51    | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下                           | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | フィラーの粒度試験    | JIS A 5008               | 「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。                         | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | フィラーの水分試験    | JIS A 5008               | 1%以下   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |

| 工種               | 種別 | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法              | 規格値                   | 試験時期・頻度                              | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|------------------|----|------|--------------------|-------------------|-----------------------|--------------------------------------|---|-------------|
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | その他  | フィラーの塑性指数試験        | JIS A 1205        | 4以下                   | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | フィラーのフロー試験         | 舗装調査・試験法便覧 [2]-83 | 50%以下                 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 製鋼スラグの水浸膨張性試験      | 舗装調査・試験法便覧 [2]-94 | 水浸膨張比：2.0%以下          | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 粗骨材のすりへり試験         | JIS A 1121        | 碎石・玉碎、製鋼スラグ（SS）：30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122        | 損失量：12%以下             | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 針入度試験              | JIS K 2207        | 40(1/10mm) 以上         | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |
|                  |    |      | 軟化点試験              | JIS K 2207        | 80.0°C以上              | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○           |

| 工種               | 種別 | 試験区分 | 試験項目                | 試験方法               | 規格値                  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認      |
|------------------|----|------|---------------------|--------------------|----------------------|--|---|------------------|
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | その他  | 伸度試験                | JIS K 2207         | 50cm以上 (15°C)        | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    |      | 引火点試験               | JIS K 2265-1~4     | 260°C以上              | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    |      | 薄膜加熱質量変化率           | JIS K 2207         | 0.6%以下               | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    |      | 薄膜加熱針入度残留率          | JIS K 2207         | 65%以上                | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    | その他  | タフネス・テナシティ試験        | 舗装調査・試験法便覧 [2]-289 | タフネス：20N・m           | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    | プラント | 密度試験                | JIS K 2207         |                      | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    |      | 粒度 (2.36mmフルイ)      | 舗装調査・試験法便覧 [2]-16  | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    |      | 粒度 (75μmフルイ)        | 舗装調査・試験法便覧 [2]-16  | 75μmふるい：±5%以内基準粒度    | 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    |      | アスファルト量抽出粒度分析試験     | 舗装調査・試験法便覧 [4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内      | 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満<br>維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。 | ○                |
|                  |    | その他  | 温度測定（アスファルト・骨材・混合物） | 温度計による             | 配合設計で決定した混合温度。       | 随時   | アスファルト混合物の耐剥離性の確認<br>アスファルト混合物の耐流動性の確認<br>アスファルト混合物の耐磨耗性の確認<br>アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認   | ○<br>○<br>○<br>○ |
|                  |    |      | 水浸ホイールトラッキング試験      | 舗装調査・試験法便覧 [3]-65  | 設計図書による。             | 設計図書による。   | アスファルト混合物の耐剥離性の確認<br>アスファルト混合物の耐流動性の確認<br>アスファルト混合物の耐磨耗性の確認<br>アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認   | ○<br>○<br>○<br>○ |
|                  |    |      | ホイールトラッキング試験        | 舗装調査・試験法便覧 [3]-44  |                      |  | アスファルト混合物の耐剥離性の確認<br>アスファルト混合物の耐流動性の確認<br>アスファルト混合物の耐磨耗性の確認<br>アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認   | ○<br>○<br>○<br>○ |
|                  |    |      | ラベリング試験             | 舗装調査・試験法便覧 [3]-18  |                      |  | アスファルト混合物の耐剥離性の確認<br>アスファルト混合物の耐流動性の確認<br>アスファルト混合物の耐磨耗性の確認<br>アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認   | ○<br>○<br>○<br>○ |
|                  |    |      | カンタプロ試験             | 舗装調査・試験法便覧 [3]-110 |                      |  | アスファルト混合物の耐剥離性の確認<br>アスファルト混合物の耐流動性の確認<br>アスファルト混合物の耐磨耗性の確認<br>アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認   | ○<br>○<br>○<br>○ |

| 工種               | 種別   | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法                            | 規格値   | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|------------------|------|------|--------------------|---------------------------------|---|--|---|-------------|
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 舗設場  | 必須   | 温度測定（初期締固め前）       | 温度計による                          |   | 随時   | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）  |             |
|                  |      |      | 現場透水試験             | 舗装調査・試験法<br>便覧 [1]-154          | X10 1000mL/15sec以上<br>X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）   | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（1,000m <sup>2</sup> につき1回（3個））。（200m <sup>2</sup> ～1,000m <sup>2</sup> については1回（3個））。<br>・小規模未満の工事：（200m <sup>2</sup> 未満）異常が認められたとき。  |   |             |
|                  |      |      | 現場密度の測定            | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-224          | 基準密度の94%以上。<br>X10 96%以上<br>X6 96%以上<br>X3 96.5%以上<br>歩道箇所：設計図書による  | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらには3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。<br>なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 | 維持工事等については、<br>5. 管理項目及び方法（3）品質管理を参照。   |             |
|                  |      |      | 外観検査（混合物）          | 目視                              |   | 随時   |   |             |
| 33 プラント再生舗装工     | 材料   | 必須   | 再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度 | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16           |   | 再生骨材使用量500 tごとに1回。   |   | ○           |
|                  |      |      | 再生骨材旧アスファルト含有量     | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-318          | 3.8%以上  |  |   | ○           |
|                  |      |      | 再生骨材旧アスファルト針入度     | マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法 | 20(1/10mm)以上（25°C）  | 再生混合物製造日ごとに1回。<br>1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。<br>1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。  |   | ○           |
|                  |      |      | 再生骨材洗い試験で失われる量     | 舗装再生便覧                          | 5%以下  | 再生骨材使用量500 tごとに1回。   | 洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。 | ○           |
|                  |      |      | 再生アスファルト混合物        | JIS K 2207                      | JIS K 2207石油アスファルト規格  | 2回以上及び材料の変化  |   | ○           |
|                  | プラント | 必須   | 粒度（2.36mmフルイ）      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [2]-16           | 2.36mmふるい：±12%以内<br>再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内<br>印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。  | ・中規模、小規模の工事：定期的又は随時（中規模1回～2回／日）（小規模1回／日）<br>・小規模未満（200m <sup>2</sup> 未満）は異常が認められたとき。<br>印字記録の場合：全数   |   | ○           |
|                  |      |      | 粒度（75μmフルイ）        | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-318          | 75μmふるい：±5%以内<br>再アス処理の場合、75μm：±6%以内<br>印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。   |  | ○   |             |
|                  |      |      | 再生アスファルト量          | 舗装調査・試験法<br>便覧 [4]-318          | アスファルト量：±0.9%以内<br>再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内<br>印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。  |  |   | ○           |
|                  | その他  |      | 水浸ホイルトラッキング試験      | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-65           | 設計図書による。  | 同左   | 耐水性の確認  | ○           |
|                  |      |      | ホイルトラッキング試験        | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-44           |   |  | 耐流動性の確認   | ○           |
|                  |      |      | ラベリング試験            | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-18           |   |  | 耐磨耗性的確認   | ○           |
|                  | 舗設現場 | 必須   | 外観検査（混合物）          | 目視                              |   | 随時   | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）  |             |
|                  |      |      | 温度測定（初転圧前）         | 温度計による                          |   |  |   |             |
|                  |      |      | 現場密度の測定            | 舗装調査・試験法<br>便覧 [3]-218          | 基準密度の94%以上。<br>X10 96%以上<br>X6 96%以上<br>X3 96.5%以上<br><br>再アス処理の場合、基準密度の93%以上。<br>X10 95%以上<br>X6 95.5%以上<br>X3 96.5%以上 | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらには3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。<br>なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 |   |             |

| 工種              | 種別 | 試験区分 | 試験項目                                  | 試験方法   | 規格値   | 試験時期・頻度  | 摘要   | 試験成績表等による確認 |
|-----------------|----|------|---------------------------------------|--|---|--|--|-------------|
| 34 工場製作工(鋼橋用鋼材) | 材料 | 必須   | 外観・規格(主部材)                            | 現物照合、帳票確認  |   | 現物とミルシートの整合性が確認できること。<br>規格、品質がミルシートで確認できること。  |  | ○           |
|                 |    |      | 機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)      | JISによる   | JISによる  | JISによる   | 試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。  |             |
|                 |    |      | 外観検査(付属部材)                            | 目視及び計測   |   |  |  |             |
| 35 ガス切断工        | 施工 | 必須   | 表面粗さ                                  | 目視   | 主要部材: 50 μm Ry以下<br>50 μm以下<br>二次部材: 100 μm Ry以下<br>100 μm以下<br>(ただし、切削による場合は50 μm以下) |  | 表面あらさとは、最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。   |             |
|                 |    |      | ノッチ深さ                                 | ・目視<br>・計測   | 主要部材: ノッチがあつてはならない<br>二次部材: 1mm以下   |  | ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。  |             |
|                 |    |      | スラグ                                   | 目視   | 塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。   |  |  |             |
|                 |    |      | 上縁の溶け                                 |  | わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。  |  |  |             |
|                 |    | その他  | 平面度                                   | 目視   | 設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)   |  |  |             |
|                 |    |      | ペベル精度                                 | 計測器による計測   |   |  |  |             |
|                 |    |      | 真直度                                   |  |   |  |  |             |
| 36 溶接工          | 施工 | 必須   | 引張試験: 開先溶接                            | JIS Z 2241   | 引張強さが母材の規格値以上。  | 試験片の形状: JIS Z 3121 1号<br>試験片の個数: 2   | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。<br>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  | ○           |
|                 |    |      | 型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)<br>(19mm以上側曲げ): 開先溶接 | JIS Z 3122   | 亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がプローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。      | 試験片の形状: JIS Z 3122<br>試験片の個数: 2  | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。<br>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  | ○           |
|                 |    | 必須   | 衝撃試験: 開先溶接                            | JIS Z 2242   | 溶着金属および溶接熱影響部母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。   | 試験片の形状: JIS Z 2202 4号<br>試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数: 各部位につき3 |  | ○           |
|                 |    |      | マクロ試験: 開先溶接                           | JIS G 0553に準じる。  | 欠陥があつてはならない。  | 試験片の個数: 1  |  | ○           |
|                 |    | 必須   | 非破壊試験: 開先溶接                           | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による | 同左  | 試験片の個数: 試験片継手全長  | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。<br>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。<br>(非破壊試験を行う者の資格)<br>・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者)の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。<br>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。<br>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。<br>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 | ○           |
|                 |    |      | マクロ試験: すみ肉溶接                          | JIS G 0553に準じる。  | 欠陥があつてはならない。  | 試験片の形状: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」<br>II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状<br>試験片の個数: 1     | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」<br>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。<br>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  | ○           |

| 工種     | 種別 | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法                     | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|--------------------|--------------------------|--|--|---|-------------|
| 36 溶接工 | 施工 | 必須   | 引張試験：スタッド溶接        | JIS Z 2241               | 降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切ってはいけない。   | 試験片の形状：JIS B 1198<br>試験片の個数：3  | なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。  | ○           |
|        |    |      | 曲げ試験：スタッド溶接        | JIS Z 3145               | 溶接部に亀裂を生じてはならない。   | 試験片の形状：JIS Z 3145<br>試験片の個数：3  |   | ○           |
|        |    |      | 突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査 | JIS Z 3104<br>JIS Z 3060 | 試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。<br>ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。<br>なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。<br>・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。<br>・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。<br>なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。 | 放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。<br>超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。          | ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。<br>(非破壊試験を行う者の資格)<br>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。<br>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。<br>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 | ○           |
|        |    |      | 外観検査（割れ）           | ・目視                      | あつてはならない。  | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる | 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行った者は、それぞれの試験の種類に対応したJISZ 2305(非破壊試験－技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。   |             |
|        |    |      | 外観形状検査（ビード表面のピット）  | ・目視<br>・ノギス等による計測        | 断面に考慮する突合せ溶接継手、T字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。   | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。                     |   |             |
|        |    |      | 外観形状検査（ビード表面の凹凸）   |                          | ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。  |  |   |             |
|        |    |      | 外観形状検査（アンダーカット）    |                          | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による   |  | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。   |             |
|        |    |      | 外観検査（オーバーラップ）      | ・目視<br>・ノギス等による計測        | あつてはならない。  | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。   |   |             |
|        |    |      | 外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）   | ・目視及びノギス等による計測           | すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。<br>ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とともに1.0mmの誤差を認める。   | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。                     |   |             |
|        |    |      | 外観形状検査（余盛高さ）       |                          | 設計図書による。<br>設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。<br>ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm])<br>B<15 : h≤3<br>15≤B<25 : h≤4<br>25≤B : h≤(4/25)・B  |  |   |             |
|        |    |      | 外観形状検査（アーチクスタッド）   | ・目視<br>・ノギス等による計測        | ・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包帯しているければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。<br>・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。<br>・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。<br>・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。  | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。                     |   |             |

| 工種  | 種別       | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法                 | 規格値  | 試験時期・頻度  | 摘要  | 試験成績表等による確認 |
|---|----------|------|--------------------|----------------------|--|--|---|-------------|
| 36 溶接工  | 施工       | その他  | ハンマー打撃試験           | ハンマー打撃               | われなどの欠陥を生じないものを合格。   | 外観検査の結果が不合格となつたスタッドジベルについて全数。<br>外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。   | ・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。<br>・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 |             |
| 37 中層混合処理<br>※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない | 材料<br>必須 | その他  | 土の含水比試験            | JIS A 1203           | 設計図書による  | 当初及び土質の変化したとき  | 配合を定めるための試験である。   |             |
|   |          |      | 土の混潤密度試験           | JIS G 0191           |  |  |   |             |
|   |          |      | テープルフロ試験           | JIS R 5201           |  |  |   |             |
|   |          |      | 土の一軸圧縮試験(改良体の強度)   | JIS A 1216           |  |  |   |             |
|   |          |      | 土粒子の密度試験           | JIS A 1202           | 設計図書による。   | 土質の変化したとき必要に応じて実施する。   |   |             |
|   |          |      | 土の粒度試験             | JIS A 1204           |  |  |   |             |
|   |          | その他  | 土の液性限界・塑性限界試験      | JIS A 1205           |  |  |   |             |
|   |          |      | 土の一軸圧縮試験           | JIS A 1216           |  |  |   |             |
|   |          |      | 土の圧密試験             | JIS A 1217           |  |  |   |             |
|   |          |      | 土懸濁液のpH試験          | JGS 0211             |  |  |   |             |
|   |          |      | 土の強熱減量試験           | JGS 0221             |  |  |   |             |
| 38. 鉄筋挿入工   | 施工       | 必須   | 深度方向の品質確認(均質性)     | 試料採取器またはボーリングコアの目視確認 | 採取した試料のフェノールフタレン反応試験による均質性の目視確認  | 1,000m3~4,000m3につき1回の割合で行う。<br>試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続して改良されていることをフェノールフタレン反応試験により均質性を目視確認する。<br>現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 | 1. 実施頻度は、監督職員との協議による。<br>2. ボーリング等により供試体を採取する。  |             |
|   |          |      | 土の一軸圧縮試験(改良体の強度)   | JIS A 1216           | ①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。<br>②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。<br>なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの | 1,000m3~4,000m3につき1回の割合で行う。<br>各供試体の試験結果は改良地盤設計強度以上。<br>1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。<br>なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの                                  | 実施頻度は、監督職員との協議による。  |             |
| 38. 鉄筋挿入工   | 施工       | 必須   | 品質検査(芯材・ナット・プレート等) | ミルシート                | 設計図書による  | 材料入荷時  |   | ○           |
|   |          |      | 定着材のフロー値試験         | JSCE-F521-2018       | 9~22秒  | 施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。  | 定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合   |             |
|   |          | その他  | 外観検査(芯材・ナット・プレート等) | ・目視<br>・寸法計測         | 設計図書による  | 材料入荷時  |   |             |
|   |          | 必須   | 圧縮強度試              | JIS A 1108           |  | 施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)  | 定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合   |             |
|   |          | その他  | 引き抜き試験             | 地山補強土法設計・施工マニュアル     |  | ・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。<br>・載荷サイクルは1サイクルとする<br>・地層ごとに3本以上を標準とする。<br>・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。   |   |             |
|   |          |      | 適合性試験              | 地山補強土法設計・施工マニュアル     |  |  |   |             |

